

決算審査特別委員会 (一般・特別会計)

平成 20 年 10 月 31 日
〔第 3 日〕

決算審査特別委員会委員

委員長	末次	利男
副委員長	見陣	泰幸
委員	坂口	久信
委員	下平	力人
委員	川下	武則
委員	平古場	公子
委員	山口	巖
委員	所賀	廣

以上 8名

I N D E X

議案第 68 号	平成 19 年度太良町一般会計歳入歳出決算の認定について	3
	歳出：災害復旧費、公債費、予備費	3
	歳入（全般）、財産調査	12
議案第 69 号	平成 19 年度太良町老人保健特別会計歳入歳出決算の認定について	33
議案第 70 号	平成 19 年度太良町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について	33
議案第 71 号	平成 19 年度太良町山林特別会計歳入歳出決算の認定について	33
議案第 72 号	平成 19 年度太良町簡易水道特別会計歳入歳出決算の認定について	33
議案第 73 号	平成 19 年度太良町漁業集落排水特別会計歳入歳出決算の認定について	33
	総括質疑	52

午前9時30分 再開

○決算審査特別委員長（末次利男君）

皆さんおはようございます。

昨日に引き続きまして、決算審査特別委員会の3日目を始めたいと思います。

定足数に達しておりますので、委員会は成立いたします。

議案第68号 平成19年度太良町一般会計歳入歳出決算の認定について

歳出：災害復旧費、公債費、予備費

○決算審査特別委員長（末次利男君）

ただいまから会議を再開いたします。

災害復旧費から最後の予備費までの決算書191ページから196ページまで、行政実績報告書では、68ページから72ページを審議します。

関係課の行政実績の概要説明を求めます。

《 災害復旧費・公債費・予備費の説明 》

○決算審査特別委員長（末次利男君）

説明が終わりましたので、質疑に入ります。

質疑の方ありませんか。

○下平委員

今、公債比率等々の説明がありましたけれどもですね、関連になりますが、もちろん公債比率増というのは、15パーセントとした場合はですね、こうだといろんな制約がございますけれども、不用額等についてですね、今、19年度で3千万円ぐらいの基金として積み上げられておるわけですがけれども、今の状況下ではですね、できれば景気対策と言いましょうか、幾らかのあれをやって良いんじゃないかという思いがするわけですが、町長どういうふうに思われますか。お聞かせ願いたいと思います。

○町長（岩島正昭君）

それも今、国が現金とか地域振興券とか麻生さんが言いよるですけどね。まずうちの場合は、大型の箱ものの予算等々がございますからですね、火葬場にしろ学校、起債を取り崩せば足ることですけど。できるだけ起債を取り壊さんで、最悪の場合は仕様のなかですけどね。先々のために貯めて、幾らでも起債の積立金として基金として残すようにすることを財政課長にも指示をしてる状況でございます。今回、町民自体も合併をせんで単独で生きていくということ自体は、やっぱりお互いが辛抱して自分たちでできる

分は自分たちでやるというふうなそこら付近の心構えもですね、町民の皆さんもお持ちであろうと思うものですから、もう少しは今の状況の推移でですね、できるだけ基金として残したいということを思っております。今まで決算委員会で職員がこういうふうにして思考努力して、不用額として残しとったわけですね。そりゃ、いろいろもう知っとんさることですよ。何でぎゃん残すかと。だから、なるべく不用額として残すということは職員がそれだけ辛抱して努力をしとるということを皆さんたちも了解をしていただきたいというふうに思っております。

○下平委員

今、町長説明をされましたけれども、今の現状を見ますと、やはりそのイクオール滞納ですね、こういうのにも影響があつとるんじゃないかならうかと思うわけですよ。ですから、全部が全部そういうことにどうかということじゃなくて、その一部を景気対策とかに回していけばですね、少なからずプラスの影響と言いましようかね、良いほうの影響につながっていくんじゃないかならうかという思いがしますけれども。もう一回その辺をお聞かせ願いたいと。

○町長（岩島正昭君）

3千万円か幾ら不用額が出るということですけどもね。これは町民一人当たりやってみてもしれたもんですよ。だからある程度は、うちは一次産業が主体ですからね、特に農業も厳しいという傍ら、海ですね、漁業にすればもっと厳しい状況ですけんね。ここら付近も漁協にもある程度はという考えは持っとつとですよ。結局、この前漁協でもお話しましたがね、結局、海に出ても赤字で何も銭にならんと。小遣い銭もなかと。だからそこら付近は、何とかその賃金等でも賄うぐらいの何か対策を今、漁協に打診をしております。あんたたちができることは何かなかかと。ある程度は農業にすれば、皆さんたちが決算書で見ていただいたとおりに割と補助金は出しとるわけでございますけれども、漁協についてはカキ筏ぐらいでしょ。知っとんさるごと。だから有明海もこういうような疲弊でどぎゃんも採れん、カニは今年何とかやったですけど、昨年一昨年も採れん。カキもそういうふうで現金収入が無いということですね、漁協のほうにはもう少し何とかでけんかと思っております。で、一次産業が主で観光商工は何もなかじゃつかいと。そらもう、いろいろ商工のほうから言わすればそういうことでしょうけどね。一次産業は活性化になれば自然と消費も町内でできるだけ伸びてくるということで、まずは一次産業の活性化というような対策をとるわけでございます。

○下平委員

景気対策にもですね、町長、説明——考え方としてですね、配慮をしていきたいと、行く考えを持っとるということでございますから、単年度でですね、大きな金を投下というのはなかなか難しいと思いますから、その年々でですね、いろんな分野にきっかけを作っていただければなという思いします。

以上です。

○町長（岩島正昭君）

さっき冒頭申しましたとおりに、国もそういうふうな現金とか地域振興の対策を麻生さんがしよる状況ですけんね、国、県が合わすれば、当然町もまたそれに幾らかなりとも足しをして、そこら付近もまた皆さんたちとお話ししながら、対策を練っていききたいとは思っております。

○坂口委員

今のとに関連してですけれども、町長の考えはそういうふうでやる気、漁業、特に大浦漁協あたりには非常にありがたかことですが、やる気のあるところには多分やるというふうな考え方でですね、自分たちでいろんなことを起こしたりとかなんとかするときにやるという考え方だろうと思います。今、下平委員が言われるようにですね、今度の麻生さんの税源移譲一兆円とかなんとかいろんな問題ありますし、そういうとも含めて、やはり少しでも町のほうに回していただければですよ、町長考えのとおりいろんな分野で、建設業にしる何にしる非常に苦しいような状況ですので、例えば今年は三千万円ぐらいかどうか知りませんが、そのうちの1千万円ぐらいは、例えばそういうところに三分の一ぐらいはですよ、例えば道路あたりも途中で切れたりなんかしたところも結構多かですね、そういう部分にあてて、町民が望む少しでも先に見えるというのですか、どこでもうっ止まってしまうというような状況じゃですね、やっぱりいつでくっくつやろうかにゃ——。我々地方、どこでもですけどね。国に言うてもそぎゃんふうでうっ止まったとこいばかいのような状況ではあるですけども、やはりそこに50メートルなつとん、30メートルなつとんやはりこうしていただいでですよ、そのこの地区の町民がですね、いずれはこれはでくっくつとばいにゃと。それこそ有明海沿岸道路じゃなかですけども、希望の持てるような施策をですね、その中からしていただければなと思いますけれども。

○町長（岩島正昭君）

そういうふうなことを皆さんたちがおっしゃるとおりでございます。できるだけね、そういうふうなことで、景気対策、さっきお話がありましたとおりにごっといごっといそいじゃなし、その年々でね、ある程度はてこをいれていかにゃいかんじゃろうというふうに思っております。

○川下委員

私はよくわからんとぼってんですよ、18年度から19年度の地方債の残高がずっとこう減ってきよつとはよかことぼってんですよ。こいで見たらずっと少しずつ上がるて課長さっき説明しいしやつたぼってんですよ、この状態でずっと上がったときに、太良町が単独でいつ頃までやっていけるかわかるですか。

○財政課長（大串君義君）

これは非常に何とも言えないような質問です、どうなるかちょっとわからんとい

うのが実情なんですよ。当面、何年まで大丈夫とかそういうことも言えないということで、一応中期財政計画にはですね、国の指針に基づいて、地方交付税、太良にとっては地方交付税というのがですね、一般財源の臨時財政対策債と合わせて70パーセントぐらい、自由に使えるお金ですね、70パーセントぐらいを地方交付税と臨時財政対策債で占めとるわけですけども、その動向次第、結局今、経済がどういうふうになるか、同時株安ですね、税収も落ちて法定五税の分が減ってくるということになってですよ、その不足分を地方財政計画で当然不足した分について何らかの形でですね、財源手当てばしてもらえればいいんですけども、国のほうも大変厳しい。将来の子供たちにですね、負債を残すこともちょっとということですよ、当然考えるわけですけども。そういうことを考えた場合、当然財政計画、地方財政計画も縮小せざるを得んということになればですね、今後の動向次第でどうにでも変わっていくわけですよ。その中で、小さな町の自主財源が25パーセントもないような小さいところがですよ、先行きどうのこうのということを逆に口はばったく言えるような状況ではないということですよ。そして、やはり国の動向をよく注視しながらですよ、できる、町として単独で生き残っていくためのあらゆる努力をしていくという以外にないかなあと。だから、将来について確約したことを何年もてるかということは、ちょっと私の口からは何とも言い難いところが、特にですね、今の経済情勢の中ではですね、言えないんじゃないかなというふうには考えとります。

以上です。

○川下委員

事ある度にですね、町民の人がですよ、単独でやると言いよるばってんがほんなこてやって行けるとかいていよるとば聞かるつとばってんが、いや私も議員になったばっかいやっけん、正直言うて中身もよくわからんし、事ある度に一応聞いてはみますと言いよるとばってんですよ。

実際あの、安心安全をですよ、モットーにやっていったりとか、今、坂口委員が言うごと、将来に夢が持てる町づくりてなったときにですよ、こうしたら、こうやったら町はやっていけるんだとかいうその指針をですよ、やっぱり財政課長辺りがきちっと町長に示して、町長がああ大丈夫だと言える安心した町づくりとか、そういうものを示すべきじゃないかなと思うもんやっけんですよ、聞きよるとですよ。

○財政課長（大串君義君）

示すとか、安心をこう安心させるために示すという方策ていうのはですね、行財政改革をして、借金をせんで、そして将来に備えた基金を積んで、何かあったときの財源不足にあてる。とにかくそういう方策を今後も取り続けていきたいなということ考えて、それ以外ほかにやる道はないかなと。どこでも、どここの小さな市町村も同じ状態ですよ、悩んで、どうなるかなという不安を持ちながらですね、やっているんじゃない

いかなと思います。

○副町長（永淵孝幸君）

ちょっと少し補足させていただきますけれども。今、財政課長が申しました、それから町長が申しましたけれども、とにかく生き残っていくためにはですね、自分たちでできる分は自分たちでお願いしていくと。例えば道路改良をお願いされたときも、この辺については原材料で対応できませんかとか、ここでできない分については町で対応していきましようとか、そういった区分けをしながら地元要望に対してもですね、そういった対応をまずして、極力一般財源を少なく使うような形でしてですね、それからもう一つは、補助事業とか、ほかの交付金事業あたりも無いのか、一生懸命探してですよ、そしてそういったことで対応していかにかいにかんとかかなあというようなことで考えとります。

それから昨年、20年度からですね、原材料支給でも地元では対応できんと。重機が必要だというようなことは、重機でも借上げてしてですね、今年度はその辺についても予算も編成、町長がですね、重機借上げもオペレーター付きでやろうというふなことで予算を組んでいただいとりますので、極力地元でできる分についてはお願いをして、それが生き残りの第一歩ですよというようなことでお願いしていかにかいにかんのかなと考えています。

○山口委員

今の副町長の答弁、しかし一つの方法としてはですね、これだけの町の遊休資産ですね、今遊んでる資産、あの活用ていうのを今厳しい時期だから物すごい有効にしたら大事な時期じゃないかと思うわけですけど。そうした場合は、あの箇所箇所をこういうふうなところはこういう販売をしたい、こういうことして活用をしたいとか、いろいろ大きい遊休資産ですね、ある程度こう計画をもって今公表していただいて、果たして町民がそれで「ああ、私が購入しましょう」とか、そういうとまで含めてですね、こういうふうに使いなさいという計画を出すのが今の時期じゃないかと思うんですけどどうですかね。

○決算審査特別委員長（末次利男君）

今のは次の財産全般でやりましょう。

○山口委員

そしたら、もう一つ。

71 ページの第2表ですね。こいが平成12年ぐらいから大きく数字が上がっているわけですけども、私たちもちろん勉強不足ですけども、このどうした理由というか、こういうことをやったからこうなったという大きな何かあいがあったら、ちょっと説明を補足をお願いしたいんですけど。

○財政課長（大串君義君）

しおさい館がですね、10年か11年ごろ建設して、起債を借りながら建設をしております。それで返済につきましてはですね、2年ぐらい元金の償還を据え置きするものですから、その2年後ぐらいから元金の償還が始まるということで、12年か13年ぐらいからですね、償還額が大きくなったということで公債費比率が大きくなったというのが一番大きな原因ではないかというふうに考えとります。

○山口委員

それだけでこれだけの数字が跳ね上がったということは、まだいろいろ今町長が言うように箱もの、学校あたり、そしてまた今から数字が上がってくるということになるわけですかね。

○財政課長（大串君義君）

その公債費についてはですね、起債してお金を借りてくる金額と、そして毎年返していく金額がちょっとあるんですけども、そのバランスを取りながらですよ、起債残高が増えないように中期財政計画の中でですね、例えば単年度に集中せんようにとかいう感じですよ、事業の平準化とかいろんなことをしながらですね、計画をしなければいけないということで考えておりますけれども、なるべく借金をしないような形で今後事業をしていかんばいかんということで考えてはおりますけれども、先ほども町長も申しましたように、今後いろんな大型事業というかですね、耐震化とか橋梁の耐震化とか学校の耐震化とか給食センター問題、町営火葬場の建設とか、結構大きな事業費になるような事業も控えておりますので、そこら辺をうまくこバランスを取りながら起債残高が増えないように、基金をなるべく取り崩さないで良いような形でですよ、知恵を絞りながらやってかんばいかんというふうに考えとります。

○山口委員

基金を取り崩さない、起債を増やさない、まあ、きれいごとばかりはそれは良いんですけど、本当にそれでやれますかね。

○財政課長（大串君義君）

先ほどから何回も申しますとおりですよ、町の財政というのは、交付税、臨時財政対策債、一般財源がですね、70パーセントぐらい交付税のほうに頼っとるものですから、それ次第というのも結構大きいですよ。特定財源というのは、国の補助とか県の補助金とか、事業をすれば当然補助率が幾らで、当然率も認可されれば当然入ってくるわけですけども、交付税については今後どういうふうになっていくのかまだわからないものですから、それを十分ですね、毎年毎年計画を立てながらやっていかんばしょんなかかなというふうに思います。絶対、今の世の中、その確実に入ってくるというのは無いものですから、それはもう、どがんしようもなかことですよね。特に大きな都市においてもですよ、交付税はなかですけども、収入、それこそ法人税とかなんとかがダウンすれば、特に豊田市なんかはもう、トヨタにおんぶに抱っこで、それが駄目やったらがば

っと収入も減るということで、いろんな景気のおよときはそういう市は良いんでしょうけど、逆に景気が非常に駄目になったときは特にダメージを逆に裏を返せばですね、交付税の率が高いから交付税も急激に落とすということはないもんですから、良かったり悪かったりですね。そういうことで、今後どうなるかですね。毎年毎年検証しながらやっていくしかないだろうというふうに考えとります。

○平古場委員

先ほど副町長から言われましたけれども、自分の町は自分で辛抱してやっていかんばいかんということですけど。漁業者はですね、もう辛抱も限界ですよ。大浦漁協はですね、今度カニが取れたというても百キロ採って5万円なんですよ。燃料代を引けばあまり儲けてなかとですよ。それが二潮ぐらいしか採れとらんとですよ。また実際食べるのに困っているという状態にまた戻りつつあるとですよ。ですから先ほど町長が言われましたように、漁業者に少しでも何か助けていただければと願うんですけど。

町長考えをもう一回聞かせてください。

○町長（岩島正昭君）

やっぱこの景気対策というのは下平委員がおっしゃったとおりね、銭のなか、銭のなかて言いおっちゃ、使うた使わんことにゃ回復もせんと。ある程度は集中投資て言いますかね、バラマキじゃなくしてある程度、今年はいばいくばいと。こいに集中するということで、私は漁協ばまず漁業ば言うたとですけどね。本当は陸の人に言わすっぎ、コンテナ一杯30円で6百円ばいというふうな話も聞いとります。あいどんこいもこいもと言うぎとあれやっけん、ある程度集中投資ばしたかて思うととですよ。だからある程度、銭のなか、銭のなかて言いおるぎ何も回復はせんけんが、さっきお話の出おるごとですね。だからそこら付近も新年度からもことしからも言いよるですけどね、ある程度は投資をせんことにはいかんと。で、基金ば40億円ばかりあるばってん、ボンボンボンで出して使ってしまえばしゃいなかですけど、そういうわけいかんけんですね。今、水面下で道州制が叫ばれよるですけども、ここ10年後ぐらいにはなるけんがそいまでは何とかもてにゃいかんということと、合併のいろいろ議論もありましたけども、合併したところもいろいろ聞いてみるぎんとは、さっきの起債じゃなかばってんが、4町じゃい5町じゃい合併して、おいがとこからせろて縄張り争いだそうです。特例債があるていうばってんが3割は借金ですよ。ボンボンボンボン造って公債費もボンボンボンボン下がってくると。どっちが得かて。これはもう、5、6年後結果はずっじゃろて思うんですけどね。そいけん、なるべくそういうふうで辛抱すつとはする、使うとは使うという方向で、皆さんたちのご理解を得ながら政策を立てていきたいと思っています。

○下平委員

これはですね、さっきの財政課長の説明聞きよって、非常にその、守りの財政運営というか、全くですね、明るさ、希望が見えない部分が非常に多いと思うんですね。です

から、今の町長の話のように、いわゆる使うところは使う、必要なところは使ってまたその見返りということもございましょうから、そういうのを希望しながらですね、やっつかんと。とにかく延命策なんだと。どこまでやっていけるかわからんような状態でありますというようなことじゃなくてですね、まだまだ元気を出してやりましょうというようなですよ、勇気を持った考え方を一つ、そういう希望の持てるような一端をやはり課長、入れてほしいなと思うですよ。

○財政課長（大串君義君）

財政課長としてはですね、そういうことも当然必要だろうということはわかっておりますけれども、やはり財布の紐を絞めるところは私たちのところだと自負というか責任ある立場としてはですね、当然そういうことで仕事もやっておりますのでですね、そこら辺をご理解いただきながら町長ともですね、そういうことを景気対策ということも当然必要だというようなことですね、先ほども申しましたように、特に漁業者は冷え込んでいるということで、漁協さんのほうにもどうだろうかということですね、私たちも考えながら町長と一緒にそこら辺も進言したというか、そういうこともやっております。

○下平委員

絞めるところは絞めて、あなたが一部ね、開けてくるって繁栄ていうとは相当あると思いますから、そういうことも頭の中に入れながら、やっぱりあんたがちょっと緩めてくれると太良町民が非常に潤いがあるんだというような気持も持ちながらですね、紐を絞める一方ではですよ、全くその余りがないわけですから。是非いっちょ、そういうことも視野に入れながらお願いします。

○町長（岩島正昭君）

財政課長ばかりしめてくんさんな。大体、財政課長に私が指示をしてるのは、財政というのは収支のバランスでぴしゃっとプラマイゼロでていうとはお前の仕事ぞと。いうことで、ある程度絞るとは絞らんばという指示をしとるもんですから、財布持ちは財布持ちの立場ですね、言いよるとですよ。そいけん、絶対今から先は不景気になれば不景気になるて。プラマイゼロの収支でいかんばいかんて。だからある程度そこら付近は、もう私のほうからこうと指示ばせん限りはですね。だから私が今言いよるように、ある程度は財政も呼んで、話は副町長も入れたところで漁協についてはそういうふうな打ち合わせをしとります。

以上です。

○見陣委員

済いません。不用額を第一次産業に回してもらうとは大変ありがたいことなんですけど、自分の立場でこういうことを言うと反感を買うかなと思うんですけど、たまにですね、鹿島とか佐賀とか通勤者の人たちのことも少しは考えてですよ、通勤道路、そして子供を育てやすい預ける場所とか、たまにはそういうところにも考えてもらってですよ、

してもらわねばいかなないかなということですよ。

○町長（岩島正昭君）

昨日も町民福祉課の関係でお話をしましたとおりに、大体、今まで3歳未満が6歳就学前までいったとで3千万円ですかね、増えて。あとそこら付近も近年のうちに就学前ということも考えはしとるわけですけども。通勤体制のことも道路もおっしゃてますけども、まず幹線道路については町がせんばじゃると、道路整備は。町のほうにも農道的な町道、林道的な町道、いわゆる昔の農道で作った道、林道で作った道は全部町道になしてあるわけですね。だからそういうところについては、なるべく地元で原材料支給でお願いしたいということと、これは単独事業が減ったのは、辺地対策とか道整備交付金で国の補助とか起債を使って何億でやりよるわけですね。だから、土木費の全体でいけば多かいですよ。減つたらんわけ。単独事業は減つとるばつてんが。だからまあ、おっしゃるとおり、極力単独で幹線道路主体には道整備、道の通勤道路、特に幹線ですたいね。そこら辺は徐々にやっていきよるつもりですけどね。

○見陣委員

先ほどから言われるようにですね、第一次産業、特に農業ばっかい補助金どんもろうて、我々サラリーマンはもろうたごとなかばいと。自分たちから言うとは、道路は太良町はほかの市町村からすつきよかほうですよ、そのためにぎゃんとぼしてあるとですよて言いよるとです。そこら辺も一応考えてみるべきかなて思うてですね。全部一緒にじゃないですよ。できるところから必要なところからですね、そういう考え方もたまにはお願いします。

○町長（岩島正昭君）

そこら付近の御意見は御意見として、頭の中に入れておきたいと思います。

○決算審査特別委員長（末次利男君）

今いろいろご意見が出ております。日本いっばいの地方というのは行革真ただ中の時期で、やはり先ほど財政課長も言われたように、7割を依存財源として自主財源に乏しいということですね、依存財源に頼っているということで、行革が入った平成17年ぐらいからですね、投資的経費というのがほとんど窮屈になってですね、そういった意味から、道路とかなんとかの進捗率が伸びないという住民の不満がある。これは私も常に主張しとるんですけどもね、行革という名のもとに住民サービスを切るよか口実にしちゃいかんと。そこが財政の一つの腕の出どころだと。そういった意味ではですね、公債費は微増はしとるんですけども、やはり投資的経費に回す、道整備交付金——今言われたようにですね、辺地対策なりそういったもので努力してもらったりしますけども、さらに義務的経費をですね、削る努力。ここをやっぱり仔細なくやる必要があるんですよ。まだまだ私たちから言えば削る余地はあると。そしてやっぱり住民サービスに回すべきだというようなことがありますのでですね、その件についてはですね、当然財

政課長は入りを量りて出を制せんばいかんわけですからですね、この辺、厳しい財源の中でもその努力というのは、今後財産とかなんとかのほうになってくればあると思うんですよ。やっぱり歳入戦略というのをですね、もっとしっかり立ててですよ、住民サービスに回すお金を捻出するという努力もやっぱり、身の丈ですとなら何も要らん。頭は要らんとですよ。いるしこらで出すとないばですね。そいけんこういった意味では、起債というのは町の大きな財源なんですから。有利な財源をいかにして借るのかというのも一つの考え方であると思いますので、その点についてはですね、次の款に行くと思いますけどですね、歳入全般ということで皆さん方のご意見をいただきたいと思います。

他にこの公債費あたりでご意見があれば。なかったら、もうこれで質疑を終了いたします。

暫時休憩します。

午前 10 時 9 分 休憩

午前 10 時 14 分 再開

歳入（全般）、財産調査

○決算審査特別委員長（末次利男君）

定足数に達しておりますので、委員会は成立いたします。

休憩を閉じ、ただちに委員会を再開します。

それでは、歳出の審査は終わりましたので、ただいまから歳入と財産の調査に関する審査に入ります。

決算書 15 ページから 62 ページまで及び 197 ページから 304 ページまで、行政実績報告書では、18 ページから 32 ページまでを審議します。

関係課の行政実績の概要説明を求めます。

《 一般会計歳入についての説明 》

○決算審査特別委員長（末次利男君）

説明が終わりましたので、質疑に入ります。

質疑の方ありませんか。

○山口委員

先ほどちょっと、場所是一緒ですけど時間帯を間違えたので、再度質問をいたします。

やっぱりこう、歳入ということで厳しい、先ほどの話からずっと厳しいということでございます。一つは委員の方からもう少し有効活用はできないかということではなかなか

かみ合わない点があったと思いますが、その中で、やはり厳しい中ですね、永年遊ばせた遊休資産ですね、これをこの辺で早めにどういう対策を打って、そしてまた遊休というのが逆に言ったら・・・からもひよっとしたら迷惑をかけているというそういう状態にあるところも現にあるわけですよ。そういうことを考えたらですね、遊休資産、大きな遊休資産だけでもいいですから、こういうふうに恰好でこういう考えで処分をしたとか、こういうことで町民にこういうふうに町民に提供したいとか、そういう計画ですね、もしあったら出していただきたい。なかったらその考えあたりをですね、早急にやっていただきたいと思うんですけども。最初、課長のほうから。それから町長の答弁を。

○財政課長（大串君義君）

お答えいたします。

遊休財産につきましては、行財政改革委員会の中でもご説明を申し上げましてですね、5年間の中で遊休財産については売り払いを行っていかうということで、ここまでいろんな形ですね、調査をして、土地についてですね、分筆の必要性とかいろんなことを一筆ごとに調査をこれまでいたしております。それで、この決算委員会が終了後ですね、とりあえず売れる分からということで、今年度は場所的にはですね、交番の跡地を早速公売にかけて売り払っていかうということでですね、いう気持ちを公有財産有効活用検討委員会の中で検討をしていただいて、日時等についてもお諮りをして売払っていかうということで考えとります。今年度中にですね、売ればというふうに考えております。残りの分についてもですね、いろんな土地について調査したりとか、解決をしなければいけないような問題等もございます。国土調査のですね、誤りとか、国土調査がらみのものもあるし、分筆を必要として売り払いをするというようなこともせんばいかんということでですね、建設課とも再三調整をいたしておりましたけれども、新年度のほうにですね、分筆に係る予算を計上して、早急に分筆を登記を行った後に、来年度売れる土地について売り払って行こうというようなことで考えとります。

○山口委員

いろいろな問題があるという内容ですけど、いろいろな問題の中に未登記ですね、町の未登記がまだあるわけですよ。未登録あたりの土地、遊休の土地はないわけですか。（発言する者あり）いや、もう少し。

国土調査でもう少しずれがあるのかなんとかということですけど、その辺のことをもう少し詳しくと、それに対しての未登録ですね、その実態があるのか無いのか。町の土地か民間の土地かわからないですけど、そういうのが多分あると思うんですけども。その辺の内容をもう少し詳しく。

○財政課長（大串君義君）

未登録の物件につきましてはですね、普通財産につきましては1件だけですね。以前、

昔に売り払い関係でですね、証拠書類等の紛失とかいろんなものがあって、まだ登録できない分についてはですね、1件ございます。

あと、国土調査については、境界の確定がまだはっきりしていないというところが1件ございます。それと、大体今まで普通財産につきましてはですね、ゴミステーションとかですね、消火栓とか、結構、町の普通財産に設置されてるようなところがございまして、いざ売ろうとなるとそこら辺がネックになって、なかなか別の場所にですね、ステーションの場所というのを住民の方に相談をしてもそこしかなかとかということでですね、そういういろんなことがございますので、そこは売り払いによって適しないだろうということで、分筆しても売らんばいかんやろうというようなことも考えとります。ということで、いろんなことを調査してですね、今年度と来年度に売り払いを行っていくというふうに考えとります。

○山口委員

この売り払うという——もちろん金額ですよ。そうしたときも昨日の浄化槽の管理委託、やっぱし競争率を上げてなるべく有利にというのがたいていの考えですから、それあたりもこういうところはこういう販売をしますよと、大きく時間をかけてというよりも町民にも全部知らせてこういう内容ですよとかしながら、しかし、やっぱりそこにもいろいろ問題があって、病院の近くですからこういう計画ではできないとか、いろいろ規制とか足かせがあると思うんですけども、そういうようなのを早めにある程度は知らせていただいてですね、対策を必要と思います。

それと全般的にですよ、やはり町長のその、そういうふうな厳しい財政財政ということでございますので、その大きい考えを一つ聞かせてください。

○町長（岩島正昭君）

るるる財政課長が説明しましたとおりに、町有地というのはあちこち点在しております。今町有地の財産委員会というのを立ち上げて、町内全部の町有地の一筆一筆拾い出しをやって、最終的には評価額を決めまして、公募の形で町内、町外に公募をして、売却をしたいというのが一点と、もう一点は、名前を挙げて言いますと、商工会あるいは森林組合、竹崎の大元産業とか、現にもう、町有地に箱ものが建つとるわけですね。だから、そこら付近も会社なり団体をお願いをして、箱もの建ってるですけど、それはもう、優先的に公募云々じゃなくして、そこら付近もできるだけ売却で買っていただくような対策をしたいというふうに考えとります。

○山口委員

やっぱしずっと午前中、朝から厳しい厳しい財政ということでございますので、やっぱりその辺をして、逆に処分してこうしていったらかえって町民のため利用したいと。ありがたかったという声が多分多いと思うんですよ。だから早目にしてですね、そういうことも含めて、やっぱし町の財産ですから、持っとくのも財産、しかし町民に持たせ

るのも一つの財産ですからですね。早めに処分して・・・。

以上です。

○坂口委員

今あの、財産のあなたたちが検証しよるところは、何筆ぐらいあつとですかね。

○財政課長（大串君義君）

今のところ大体、5筆ぐらいだろうというふうに考えとります。

○坂口委員

たったそんなくらいしかあんたたちは調べとらんとかにゃ。そんなくらいしかなかとかな。その、例えば住宅等とかいろんなどに使われるようなそういう分筆は。

○財政課長（大串君義君）

町有地と言いましても、一段の大きい土地というのはですね、もう消防署の跡地か交番の跡地で、後は小さなちょっとした雑種地とか、そういうのは幾らでも点在してるんですけども、それこそ住宅を建てるような土地というのはあんまり、あんまりというか無いわけですね。実際のところですね。小さな土地は二束三文、逆に言うぎ登記料が高くなってとか、そういうこともあつてですよ、なかなかそこまでは。まずはそういう住宅用地に適したようなところを売っていこうというようなことで考えとります。

○坂口委員

今あの、後はメインは5筆でね、確かにその5筆、住宅とかなんとか造られるごたつとは5筆ぐらいと言うことですがけれども。ほかに全部調べとるとやろうね、いろんな雑種地にしろ何にしろ、そういうところは。そがんと同じこと、そのままこいが、ある程度売るっけんということかじゃなくして、その小さいところですよ、例えば隣の人たちが買ったかったりなんかした場合は、早めにそがんとばいっちょいっちょ持たんでも売ってしまえばよかとじゃなかかなと。求める人があればね。そしてあなたは今年一年でひとつ、警察跡地ぐらいは考えとるていうようなことばってんさ。商工会、森林組合その辺あたりはですよ、やっぱり太良町に関係したりなんかしとる部分もあるもんやっけん、そがん無茶苦茶高くも売らんでもよかもんやっけんさ。ある程度そこそこでね。笑いよるけん言うばってんさ、ある程度のこの厳しい世の中にね、商工関係にしろ森林組合にしろそういうところにしろですよ、そこそこの今まで太良町に貢献したということも考えればね、そがん高くも売る必要もなかとじゃなかかなと。まあ、買ってもらうとも話し合いやっけんね。そして、一年にいっちょというふうな考え方じゃなくして早めにさ、処分するごと考えはでけんね。

○財政課長（大串君義君）

それはそう私も考えるわけですがけれども、分筆等をしないと売れないというようなのがありますので、それを解決しないと売れないというような状況です。それが解決した段階です、順次売り払いをしたいというふうに考えております。それと、先ほ

どの商工会とか森林組合とかですね、既に建物が建っている土地についてもですよ、今までの貢献度とかなんとかあってということで、実際の時価額より安く売っていう方法についてはですよ、今のところは条例規則等についてはですよ、うたっていないです。それを売るためにはやはり議会の中で同意を何らかの理由をつけてですよ、安く何で売るかというようなことをですよ、やっぱり町有財産ですから、議会の同意を得てからですよ、売らなきゃいかん。本会議の中で議案を出して、その安売りを申し述べて、議決をいただいた上ですよ、売るというような形になりますので、そこら辺をクリアできるかどうかというのもちよっとあります。

○町長（岩島正昭君）

調書をもろうとするですけどもね、さっきの商工会とか森林組合、そういうふうな宅地の建つとるとを抜きにして24筆あるごたるですね。あとですよ、まださっき言い忘れとったですけども、病院の医師住宅等々もですよ、普通財産に切り替えんばですけども、そこら付近もあつとですよ。だからそこんたいも早めに置換替えをして、普通財産に切り替えて売買の対象にせにゃいかんじやろうということで、まあ、大串課長が今、既得件のある商工会と森林組合云々て言いよるですけども、そこら付近は、まあ、町内の団体だからある程度は安く売って皆さんたちのご理解を得るとは思っておりますけどもね。その競売にかけたりなんかされんけんですよ、既得権という形で。そこに商工会の会長もおるでしょうけれども。そこら付近はそういうふうに思っております。

○坂口委員

今あの、そういうふうでですよ、もう、例えば医師住宅あたりでんですよ、多分一年前から移すというような考え方は執行部考えておられて、なかなかその、それが進まん、実際言うてですよ。もう、こがん言うぎと来年、再来年てなる。そがんとの早めの手続きあたりはできんとかなて思うとばってんが。そこんにきが行政と民間との考え方の違いて言うかな。やろうてすればできるわけね、ちよつと言えばさ。それに金のかかるかどうかわからんばってんさ。そこんにきがどうしてもその、我々との考え方の違いというかな、その辺をもう少し早めてやっぱいさつとせんぎとさ。昨年な景気の良かった、今年は景気の悪くて、価格の差が何十万て出る可能性もあるわけですよ。それは後から高くなる可能性もあるばってんさ。そこんにきはどがん考えとるとかなて思う。臨機応変に高かとき、今はちよつと例えば安かかも知れんばってんが、臨機応変にぎゃん高かとき売ろうとか、そういう考えはあつとかなと思うとです。その辺については、どがん考えとるとかな。

○決算審査特別委員長（末次利男君）

この問題には補足しますけどもね、2年前から決算の指摘事項に挙げとります。昨年は見てください、もう既に手続きは済んで看板ば立ろていう意見が出るとははずですよ。これも報告しとりますよ。それでも今からまだ今からまだ、もう3年ですよ。ここらは

もうちょっとさ、スピードを上げんばいかん。やっぱいあの、八チャン畑の繰り返して昔からいうてあるですよ。わかるですか。八チャン畑の繰り返していうた。いっちょん変わらん、ごっといあいよっどんね、こっちや言うばかい、こっちはせんばかい。いつやりますか。取りかかりますか。それを含めて。

○財政課長（大串君義君）

先ほども申しましたとおり、この決算委員会が終了してからですね、第一弾として交番跡地を売るということです。それと、来年度に残りの分筆の必要な部分についてはですね、予算を計上して、分筆した後に売り払うということ为先ほども申しました。そのとおりにやっていきたいと思っています。

○副町長（永淵孝幸君）

先ほど財政課長も申し上げました、町長も申しましたけども。財産のですね、処分の検討委員会も作りますので、そこら辺、病院今、行政財産になっりますけど、そこら辺をですね、早く普通財産にできないのか、そこら辺の理由がですね、例えば補助事業で何かあったけんができじおっととか、まだそこら辺まで詳しく聞いておりません。部分的には一か所は何か警察の方にか貸しとるといような話も聞いとりますし、利用していない分についてはですね、早急に早く普通財産に切り替えて処分できるような方向で検討したいと思っておりますので、済みません。ほんに検討ばかいで申しわけなかとですけど、よろしくお願ひします。

○見陣委員

歳入ですけど、未納分を全部寄せたら一億円近くなると。その未納分です、課によっては貯金引き落としもあると思うんですよ。前から言いよったんですけど、今月に通帳に入ってなかったと。一般の金融機関によっては次の月に何月何日引き落としますんでそれまでに入れてくださいと。役場のほうはどうなってるんですかね。

○税務課長（桑原達彦君）

お答えをいたします。

税務の税についてご説明をいたします。口座振替日に月末に口座に金が不足した場合は、引き落としはしておりません。それで、そういう方の場合は、督促状を翌月の13日に発行する前に口座に入っていないよというお知らせを全てに人に個別に通知をさせとります。そして、それでも入らなかった場合、督促を出すということで二段構えでやっります。その月で落ちなかった分については、普通徴収で収納をしていただくという形にしております。

○見陣委員

税務課だけですかね。ほかの課はなかとですか。貯金引き落としでしてある課は、ほかにはなかとですかね。

○建設課長（川崎義秋君）

町営住宅使用料がございませぬけど、町営住宅使用料についても残高がない場合引き落としができません。その翌月にですな、納入通知書を再発行してですな、そういう方には配っております。

○町民福祉課長（新宮善一郎君）

町民福祉課は、保育料を徴収しておりますが、税務課と同様、口座振替ができなかつた方については、月遅れで毎月未納通知を差し上げとります。年度当初につきましては、口座引き落としは原則毎月 25 日なら 25 日ですよということですので、それまでには残高不足にならないようにというようなことですので、申し送りをしています。

○学校教育課長（川瀬勝芳君）

育英資金につきましては口座落としをしておりませぬ。現金の納入をお願いしとります。給食費につきましては口座落としをしております。先ほどほかの課もあつておりますように、もし未納の場合には、先ほど言われておりますような通知関係をしとります。

○見陣委員

ちょっと前から言つてるんですけど、残高不足の場合は、やっぱりそういうことで次の月にまた再引落としという形はとれないのかですね。それもやっぱり私たちも一緒ですけど、度々通帳に入つとらんとですよ。それで自宅は入つとらんけんが払いに来てくださいますとか、そういうことをすればやっぱり未納も増えるんじゃないかと。再引き落としにすれば、そこら辺もちょっと減るんじゃないかというような気がするとですよ。そこら辺のシステムを変えるということは考えられんとかですね。

○税務課長（桑原達彦君）

これについては、昨年の決算委員会でもご質問いただきまして、検討をいたしました。各市町村を調べたところ、ほとんどのところが再引き落としはしていないということで、非常にですな、口座引き落としの事務というのは非常に煩雑でございまして、相当な事務量を要します。現在、実際、税務の数字をとってみますとですね、口座振替件数が約 1,100 から 1,200 ぐらい口座振替をやとります。それで毎月ですね、その 10 パーセント強、十二、三パーセントは口座振替、口座から落ちないというのが現実でございませぬ。昨年もそういうご指摘がありましたので、その 10 パーセントあたりの中身をですね、検証をしてみました。そしたらですね、たまたま口座に入つてなかつたからということですので、いう方は極稀でございまして、その 10 パーセント強のほとんどの方が同じ方なんです。ほとんど。だから、口座振替の申請はされてても、口座で落ちないというのはほとんど毎月 10 パーセントを下ることはありません。全部 10 パーセントから十二、三パーセントの範囲内で口座振替不能が発生をしております。それで、税務課といたしましては、督促を出す前に一度本人に個別にまた百四、五十人の方に通知を差し上げて、それでもどうしても納めていただけない場合は督促を出すという形にしとりますので、例えば 7 月分を落ちなかつたから 8 月分とトータルで 2 ヶ月分落とすということに

なりますと、ますます残高が不足して落ちないというのが例がたくさんありますので、逆にそれはしないほうが逆に翌月の一月分は必ず落ちるとい形になりますので、2ヶ月分なったらますます落ちない可能性がありますので、例えば7月が落ちなかったら8月分の方は落ちると、7月分は普通貯金で納めていただいた方がですね、8月分に2ヶ月分したらますます残高が多分、定期的にお金が回っていくと思いますので、個人さんの口座もですね。2ヶ月分したらますます2ヶ月分また落ちないということになりますので、一月分は必ず落していただきたいということで、再引き落としはちょっと今のところ考えておりません。

○見陣委員

よくわかりました。

そしたら後はもう、自分たちの足で稼ぐということですね。今まで以上に。今、未納が各課全体で9千万円ぐらいですかね。それを自分たちの足で、あとはもう、稼ぐしかない。そういう考えですね。

○税務課長（桑原達彦君）

税務課に限ったことを申し上げますと、口座振替の申請をしていただいている納税義務者については、当然納税をするという意識のあらわれる方ですので、口座から落ちてない場合がすぐ滞納になるかということはそうじゃなくて、ピタッと督促をした場合は、納めていただく方が口座振替の方がほとんどでございます。

以上です。

○山口委員

21 ページ。実績報告のちょっと見てください。その中にですね、入浴の下に、「最大の努力と手段をもって徴収に臨む」ということは、今の説明ということですか。

○税務課長（桑原達彦君）

お答えをいたします。

最大の努力と手段を持つてということは、徴収についてはいろんな手段と方法があります。個別徴収もありますし、特別徴収もありますし、口座振替もありますし、分納誓約を取る——ということで、いろんな手段を使ってやっとならということ、今の現状で自分たちができる最大限の努力をやって執行してるという気持ちをうたって書いてるわけでございます。

○山口委員

ということは、訪問徴収というかそういうのはこの中には入ってないということですね。この文章の中には。

○税務課長（桑原達彦君）

いえ、入っております。

○山口委員

わかりました。

○平古場委員

税務課のほうには取り立て役と言いますか、嘱託員が、優秀な嘱託員がおられますけど、この嘱託員の効果と言いますか、やっぱり違うところがありますか。

○税務課長（桑原達彦君）

お答えをいたします。

収納嘱託員の実績効果につきましては、歳出の面でもご質問がありましたけども、19年度については、嘱託員が過年度、現年度含めて26,782,400円の徴収実績がございます。これにつきましては、普通徴収の滞納繰り越し分の普通徴収につきましては、全体の29.2パーセントを占める実績がございます。これについては、効果があるものと考えとります。

○平古場委員

そしたらですよ、この嘱託員、税務課に限らず全ての徴収をさせるということではけんとですかね。

○町長（岩島正昭君）

未収金対策は見ていただくとおりに、これは数がものすごい件数にすればあると思います。だからもう、税務課は税務課、あとはほかほかで、何名か専門ばしたがよくはなかろうかなと思うんですけどね。

○平古場委員

そしたらそういう募集もされてるんですか。取り立ての嘱託員の募集。

○町長（岩島正昭君）

昨年度、機構改革の中で議会とか何とかあったと思うんですけど、収納対策室を作る云々のということをお諮りしたと思うんですけども。限られた人数で、収納対策で、さあ税金も保育料も病院も何もかんと、とてもじゃなかと、人間の足らんじゃろうということということで、そこんたいは検討事項でもうちょっとあいしとるんですけどね。これを本格的に未収金対策をやるといった場合は、やっぱり各課で、各課と言うても税金が一番多かけんですね。課によって福祉とどっかをひっつけたごとして嘱託という形を検討せにゃいかんだろうと思います。効果はあると思います。

○税務課長（桑原達彦君）

税務の収納嘱託員については、19年度につきましては1,618戸、未納と言いますか、納税者の訪問をして、1日当たり約14件ほどですね、訪問をして、未納になりがちな方に納税の喚起をしてると。それとともに徴収をしてるといような形で、相当な仕事量をこなしていただいているというふうに考えとります。

○平古場委員

私が聞いたところではですね、やれて言われればどこでん回っですよということやっ

たですよ。そいけん税務課に限らず、まあ、一部署、二部署ぐらいはですね、させてもいいんじゃないかと思うんですけど。

○町長（岩島正昭君）

一人で一日14戸回っていただいているですけれども、やっぱりこれは一人では無理と思います。新年度予算の中で、そこら付近を嘱託員という職員じゃなくて、嘱託員の専門です、徴収していくような検討をさせてください。

○山口委員

ということは、こういう難しい対策をですね、前もって計画を立ててどのくらいだけを私たちは達成したいというのがある・・・民間の場合は、達成した場合はバラの花か何かこうやって、おめでとうというぐらいな恰好をやっているところも現にあるわけですよ。だからそういう目標を立てて取り組んでいるのかですよ。各課の課長、ちょっとお伝えしたいと思うんですが。

○税務課長（桑原達彦君）

税務課のお答えをいたします。

税務課につきましてはですね、これは県内全市町村一緒ですけれども、毎年県内の市町村集まって県で会議がありまして、それぞれ目標徴収率、税目ごとの目標徴収率を回状して、そしてまた年に一回集まってですね、県の市町村課の会議の中で実際の実績等をですね、また公表した会議があります。その会議のためにですね、どれだけの目標で、どれだけの実績で、どうしてそういう徴収率になったのかという検証までした資料を提出しなければならぬとなっておりますので、徴収率の目標設定は毎年行ってやっているとございます。

○建設課長（川崎義秋君）

町営住宅の使用料についてはですね、未納者について、年末、年度末とかに訪問をして徴収しとります。で、19年度分につきましても収入未済額が432,800円ございましたけど、現時点では全て納入されとります。過年度分も未収入金はございません。

○町民福祉課長（新宮善一郎君）

町民福祉課で保育料でございます。保育料につきましては、ほとんどですね、分納誓約と、毎月の保育料滞納分をですね、払う経済的な余力がないというようなことでですね、まあ、若いお父さんお母さんが多ございます。分納誓約でですね、毎月分納をしていただいております。入る額は少ないんですが、大体見込みは立ちますので、大体計画と言いますか、来年度はこれぐらい来るだろうなというようなことで、例えば平成16年度の未納額が1,182,300円ございました。17年度、18年度とずっと未納を減らしていきまして、やっと19年度に16年度分が完済というか、ゼロになったというような状況でございます。そういうことで、当然徴収にも行きますが、粘り強くですね、そういうことで取り組んでいきたいなと考えとります。

○学校教育課長（川瀬勝芳君）

育英資金につきましては、役場のほうに昼間なり夜なり、相手の都合の付かれる日にちで呼び出しとります。それで、分納方式を今までしております。それと、どうしてもできないというふうな方は、お金が入ってくる時期に収めてもらうようにしとります。

給食につきましては、今のところ・・・。

○山口委員

育英資金ですね、こういう大きい資金を長期的にというのは、多分保証人がおっつの貸付かなと思うんですけれども。ということですが、こういうちょっと遅れたりとかしたときは保証人さんまで——最初、保証人がいるかいらないか、そこからちょっと。

○学校教育課長（川瀬勝芳君）

育英資金につきましては、保証人さんが2名おられます。それで、本人さんのほうに納入がないときには、保証人様のほうに請求申しあげますという文書を文で差し上げとります。それで、相談に来てくださいというような文書も付けてお出しています。お手元のほうに資料がおありですかね。それであの、今、そちらのほうには3名さんになつとりますけれど、1名さんは途中で盆頃に収められまして、あとに1期分をですね、11月か12月なことでお約束をしてもらつとります。それと、あと2名さんでございましてけれど、この方は分納をしていただいております。今ちょっと少し分納が途切れている状況でございまして。家のほうにも行きまして、一応2回、家のほうに行きまして、相談をしておりました。その家庭はどうしても厳しい家庭でございました。中身をですね、言われましたので調査をいたしましたら、どうにもできんような所帯でございまして、月々ですね、少し1千円でも2千円でもということで納付書を発行しておりますけど、ちょっと今収まっていない状況でございまして。

○山口委員

育英資金というのは、やっぱり良い制度でありますからね。そしてまたこれははっきりしている——この育英資金というのは、その時の条件が厳しい、いろいろな諸条件があつてこういう資金を借られる人が多いと思います。そうした場合、やっぱり保証人がどうあるべきかというのを参考にして貸し付けをやると思いますが、今までの例として、保証人が肩代わり返済をした例がありますか。そっちのほうから回答をお願いします。

○学校教育課長（川瀬勝芳君）

私これタッチしてからは、保証人様からの納入はございません。ずっと前、なんか保証人さんが払われた経緯があつたようでございまして。その時は行方不明ですかね、どっかにおられるようなことでもございまして、どうしてもここの保証人になるときはご迷惑をおかけしないから保証人になつてくださいという、昔のそういった慣習と言いますかね、そういったことがあつたようでございまして、町内におられる以上はですね、町内のその、本人がということでございまして。数年前に全ての保証人さんのほうに請求し

た経緯がございまして、そういった時には、保証人の方がそういった返事をされました。そういったことで、少しでも良いですので内入れというようなことで請求をしております。

○山口委員

やはりこれは今、厳しい情勢ですから、こういうのは今からまたどんどんひよつとしたらいろいろあると思いますが、やはり、こういうのははっきり保証人さんに万が一のときはこうですよというのをはっきりですね、保証人さんが認識いただいて、まあ、どんどんこういう素晴らしい事業ですから、やっていただきたいと思います。

○副町長（永淵孝幸君）

実は未収金のことで話があつとるわけですが、未収金の対策検討委員会というのを作ります。その中でですね、先ほどから出ております税にしろ、ほかの課の分にしろ、未収金がある分については徴収はどうするかと。昨年実は、その機構改革の中でも未収金対策室を作るかどうかというような議論もされておりますが、まだとりあえずですね、今の人員、こういった体制の中で、じゃあ未収金対策室を本当に作ったとき、その税、ほかを含めて徴収できるのかと。そういったノウハウを持った職員もいるのかと。いうものを含めてですね、検討されておりますので。また今後、先ほど平古場委員からありました税務みたいに徴収員を雇ってですね、委託者を雇ってしていったらほんとに効果が出るのかということをもたまた中で十分審議して、そしてそのほかの課の未収の分もですね、委託者を一人でも入れてやったほうがいいのかと、そこら辺は十分検討をまたこれもさせていただきたいと思います。職員についてもですね、税あたりも、例えば差し押さえができるのかなんかそれがあるわけですが、そこら辺含めてですよ、職員自体のノウハウというか、そこら辺も一生懸命頑張ってもらっておりますので、とりあえず当分は今の方法でですね、頑張って各課で未収を幾らでも減らす努力をしていってもらってですね、総合的な検討をまたその中でさせていただければと思います。

○町長（岩島正昭君）

ほかの課のことはちょっとわからんですけど、以前在籍しておった建設にお世話になつた経験といいますか、そこら付近で感じたんですけど。保証金制度借り入れする場合はどこでもそうだと思いますけどね、3件ぐらい保証人から何十万と取ったことがございまして。建設課当時にね。保証人もそのままの書類で10年でん20年でんしとると、現に亡くなった方もおられる。もう高齢者で80ぐらいになつとる人も保証人でおるといふようなことで、これはもう3年おきぐらいには保証人の見直しが必要じゃないかということをつくづく感じとったもんですから、こういう場でこういうことを言っちゃいかんですけども、この際、各担当課長、そこら付近も検討するように保証人の見直しということをも前提でさせたいと思います。高齢者になっておいは払いえんてなつた場合はも

う、どうしようもなかけんですね。やっぱり保証人の切り替えというのもある程度、何年おきにか必要と思います。

○下平委員

それぞれの担当課の皆さん方がですね、経過報告と言いましょか、こういうのを聞いとりまして、もういっぱいいっぱいじゃないかなど。しかしながら、そのいっぱいいっぱいといってそれで満足するところじゃございませんけれどもですね、何かその、できれば役場内で徴収チームとかを作ってですね、大所高所からこれをあたっていかんとですよ、なかなか徴収、徴収が滞納の傾向にあるということと、それから平古場委員がさっき言われった徴収員をですね、もう少し増やしたらばどうかということですけども、今の税務担当として徴収員を今おらしとるわけですね。それを一日例えば何十戸回ると。しかし、その中途の町内のことですから分担をちょっと広げたばかりでですね、もっと行動範囲は狭くとも戸数は回れるわけですよ。効率は良くなると思うものですから、そこら辺を検討しながらですね、是非一人で二人の効果が生まれれば良しとせにゃいかんわけですからね。マイナスになればこれは当然、今町長がどうかと懸念をされとったようにですね、二人分の活躍というか結果は出なくてもですよ、1.5倍ぐらい出ればですね、やはり、いわゆる徴収滞納者も額も減って、徴収ができるということになりますからですね、まあ良いんじゃないかかろうかと思えますけれども。そういうふうな考えどうでしょうかね。

○町長（岩島正昭君）

そこら付近も含めて今後検討していきたいと思えます。

○山口委員

今ちょっとまあ、下平委員の質問ですけども、私は一つ思うのはですね、未収金対策、もちろんこれは十分必要ですけども、それに関連してこの超過勤務時間、それで増えた未収金の対策回収にあたったのでどのくらいの超過時間に食い込んだのか。はっきりというか大体の数字でいいですけど、わかりますね。どのくらいその対策に何時間かかったか。

○町民福祉課長（新宮善一郎君）

保育料徴収につきましては振替で対応いたしておりますので、超過勤務手当は出ておりません。

以上です。

○税務課長（桑原達彦君）

お答えをいたします。

税務課につきまして、徴収のための超勤手当の分というのは特に集計はしておりません。どうしても個人さんが今日の8時やったら絶対払うというようなときにはもう、出ていくだけですので、超勤扱いにしてないです。特別に特別徴収の期間を設けてここに

回りますよというときには超勤を出しておりますけれども、個別でそのときそのときによりによって違います。電話がかかってきたり、こっち電話をからかけて何時来てというそういうところに個別に超勤手当は出してませんので、徴収のために超勤手当がどれくらいという数字は持ち合わせておりません。

○学校教育課長（川瀬勝芳君）

給食費につきましては代休で対応しとります。育英資金につきましては私のほうですので超勤はありません。

○環境水道課長（土井秀文君）

水道ですけども。水道の場合はですね、定期的に期日を決めて回っているのが、年末年始等は夜間等でもですね、徴収するようになってとります。それで、ほとんど約束ですかね、先ほど税務課にもありましたように、何日の日の何時ごろということで約束をしてきてますので、その場合には超勤でも出るように対応している状況でございます。

○決算審査特別委員長（末次利男君）

病院のほうは総括のほうで。今、事務長が来ておりませんので。

○山口委員

そしたらですね、やはりこれは未収としたら町民が隣もこういうふうだから私もと、こういう厳しい時代だからあると思います。だから幾らかの時間外勤務を付けてでもですね、ある程度こうした場合はもう払わにやいかんぞと、こう意識を高めるためにはある程度の時間を費やしてでもやっていきたい。ということは費用対効果ですね、時給あたり幾ら回収したか。プラス、マイナスだけではあんまり判断しないでですね、なるべくやはり使ったものは払ってもらおうというのがやっぱり平等性ですから。やっぱりそれは時間外が増えるから、そりゃ幾らか気は使ってはもらわにやいかんけど、ある程度はやっぱりやっていたかにかいけなかなと思います。

○町長（岩島正昭君）

これはもう、使用料、税の納入というのは原則ですからね。その費用対効果をさあ取った金と超勤とどっちがどうかと、それはもう費用対効果からすると返すということではき面ですから。原則から言いまして、何でん一緒と思いますけどね。やらんたやらじよかた、そいでよかないばよかくさいというようなことじゃもう、つまらんけんが。そこら付近も滞納は滞納者なりの理由はあるにしろ、やっぱり徹底的取っとは取らんことには。そして山口委員が花びらば付けるのなんのて言いよんさったばってんが、農協さんたちも自分たちが食うための給料のためのていうとのあらずて、共済でんなんでん、そら割り当てのごとして回いよんさつということですからね。そこら辺も含めて委員言いよんさると思いますけども。一つの自分たちのもう、親方日の丸て言われんごと。やっぱりそいだけの我がどんが飯たねていうことで、やっぱり町民の公平をするためには、納める者も、納める者が馬鹿を見るごたことはせんごと。なるべく回って収納に納めに

やいかんと思います。

以上です。

○川下委員

28 ページのですよ、寄付金のところで。2名さんの寄付金があつとつとばってんですよ。ふるさと納税が今年から言われとつとばってん、今、ふるさと納税者は何名か太良町出ましたかね。

○企画商工課長（佐藤慎一君）

決算にはございませんけれども、一応経過ということで。条例を整備しましてからホームページ等で一応しとりますけれども、残念ながらまだゼロ件でございます。

○川下委員

歳入というぎとですよ、幾らかでも太良町に寄付みたいな感じで納税があってくれたらよかかなあと思って聞いたとばってん。もうちょっと何とかお願いする方法を変えたらどうかと思うんですけど、いかがでしょうか。

○企画商工課長（佐藤慎一君）

基本的に言えばですね、担当としては、議員はじめ町民の皆さんに多大な協力をいただきたいというのが心情的にはあるんですよ。それが一番、身内の方とかなんとかに口コミで、逆に言えば多額のコミューナル料をして東京で売っても果たして効果があるのかなと。そういうふうな形でそこまでやって良いのかどうかというのがですね、その辺ちょっと非常に苦慮しております、なんかそこまでやって良いのかどうかですね。あと、正味、年末にかけて今のところ非常に経済状況厳しい状況中ですね、今ちょっと総務課長に聞いたら1件ほど寄付の申し出をされるんじゃないかなという方はいらっしゃるということは聞いたんですけども、まあ、県内での状況を見ますと、唐津市の大口の何千万やったかな、一人でされてるという状況はありますけれども、非常にこう、できた時にはこうなつとつたんですけど、今ちょっと県内でも沈静化して……。夏のお盆の時期、佐賀空港とかなんとかでPRはしてるんですけども、議員たちも是非知り合いの方がいらっしゃったらPRをお願いしたいと思います。

○山口委員

PRということは職員も空港でビラを、どういう恰好でPRしてるんですかね。職員こう、乗客にポスターを、何かチラシを配るのか、貼っているのか、どっちのほうになりますか。

○企画商工課長（佐藤慎一君）

盆の12日の日やったですかね、佐賀県と一緒にうちの職員二人行ってチラシを作りまして、東京便からお帰りになった乗客の皆さんにPRをしたと。チラシをということですよ。

○見陣委員

超過勤務全般のことですけど。超過勤務が19年度58,021時間ですね、全体で。それでフレックスタイムですかね、そういう時間の使い方の導入は考えられないですか。

○総務課長（岡靖則君）

フレックスタイム制についてはですね、導入はしておりませんが、職員の方が振替えを使ったりなんかしながらですね、されてるとというのが現状です。

○見陣委員

特別そういう制度は設けてないけど今そういう時間の使い方ですかね、例えば8時まで働いたら次の日11時ぐらいに出て来ると。今そういうことをやってるんですか。

○総務課長（岡靖則君）

そういうことは今しておりませんが、翌日の勤務をずらすとかしておりませんが、一端を4時間なら4時間に区切ってですね、あと振替にするとかですね、そういう感じでされてはいます。

○見陣委員

適材適所いろいろあろうでしょうけど、これから先そういう考え方、フレックスタイムの導入は考えてないですか。

○総務課長（岡靖則君）

そういう方向もあるかと思いますが、職員が少ない状況になってきておりますので、職員の配置の状況とか全然変わってきますので、そこら辺は検討の余地があるかなと思います。

○見陣委員

一応検討をしてもらえれば。

○町長（岩島正昭君）

今、今年からか、町民福祉課で住民票の受付を週に1回ですかね、そういうふうなフレックスをやったりします。それといつか私が、課長会議か何かで言ったと思いますけれども、やっぱり子育てで一生懸命になつととの職員ば上からこう見よるですけれども、25分じゃい、20分じゃい走って汗ブルブルやって走って来よるとのおるわけですよ。だから、そういう職員は9時からなら9時からして、そして後はね、1時間じゃい6時までじゃいきばってもろうて、あがん受付の窓口にきでんよかとじゃっけんていうようなそういうことも総務課長にも言うたとですけどね。ぜんなか子育てが大変じゃろうけんが、そういうふうな職員についてはもう、9時からじゃい9時半からじゃいして、先さん延ばせというふうな方法もあると思います。

○坂口委員

今町長の話に出よるとですけど、非常に超勤は少しずつは減少傾向にありやするとばってんが、まだまだそれなりに我々が考えるとは、課によっては超勤もそこそこありよるような状況で、今、総務課長は人員の少ないような状況やっけんていうようなことば

言うばってん、我々に言わするぎとき、人員が少なかって全く思うとらんわけね、職員が。やっぱい民間との考え方ば考えれば、まだまだ頑張れば頑張られるかなと。そういう中で、超勤が多か、そんないその分を減らすことによってですよ、幾らかの例えば雇用あたりのできるような状況もできるわけたいね。皆さんたちはどうしても値段が高かわけやっけんがさ。どうしてもアルバイトあたりも安く雇用もできて、町内の活性化もできたりなんかする部分もあるもんやっけん。皆さんの確かに生活もありゃするばってんが、そういうところの意識改革いうね、そういうところも考えながら意識を——皆さんの考え方はもう、今、世の中がこういう状況やっけん、大分ね、昔からすれば全然違う考え方がほとんどで前向きにやらんばいかんていう人たちがほとんどだろうと思うけれども、まだまだ少しは、まだ公務員という立場でそういう状況が見られんとも限らん。そういうとば意識改革が必要かて思う部分もあるもんやっけんが、今超勤ば見よるぎと幾らかはまだ多かところもあるし、減ってきたところもあるし、その辺がやっぱいどこまでを課長あたりは 30 分以上ば 1 時間とかそういう見方ばいつか言われたことがあつとばってんが、その辺の例えば 1 時間以上して 1 時間とみなしたいとかさ、その辺の 30 分はもう、切り捨てるとか、その辺の考え方あたりはどがん考えとるとかなと思うけんが。その辺の考え方はどがんね。

○総務課長（岡靖則君）

超過勤務手当については、今職員においてもですね、減らすように努力をしておると。職員の数についてもですね、採用をできるだけ控えて、本年度も 3 名退職しますけれども 1 名採用とかですね、できるだけ職員数も退職者の補充という感じじゃなくして、退職者以上に退職者が 3 名だったら 1 名しか採用しないとか、いうふうで職員の定員管理も併せてですね——少なくするというので努力はしております。職員においてもですね、あと勤務時間についてもですね、1 時間、2 時間しても途中でされる場合はもう出さないとかですね、そういうのはあるかもしれません。それはもう、個々で勤務によっては当然あれは言えませんが、そういうふうには各課職員が努力をしながらですね、勤務時間を減らすようにということでもとります。ほかの人たちが職員が減った場合、ある一定以上に減った場合はですね、臨時の人でも採用しなくちゃいけないということも出てくるかと思えますけれども、こういうふうにして、できるだけ減という方向でもって行ってですね、していきたいとは思っています。

○坂口委員

我々も努力を認めとらんとじゃなかとやっけんね。あくまでもこう見よれば、昔から比べれば相当努力されとるなど。そして振替とかなんとか超勤使わんような努力はされとるようなそがんとは評価しとるわけよ。やはりまだまだそういう部分が見られる部署がある。そこの課長あたりはね、超勤の余計出とるところの課長あたりはね、こう言われたときに意識改革というかな、それはそんな時そんな時の仕事によっても違う、わからん

ことはなかとばってん、どこまでで区切ったりなんかするとか、そういう課長の姿勢によっても職員の考え方も変わってくるわけやっけんがさ。そこの中のトップの考え方に下は従っていくのが世の中たい。そいけん少しずつトップ、ここにおられる人はそこ課の中のトップが来られとるわけやっけんが、そういう方の意識が下に伝わるように指導をしていかんぎといかんとじゃなかかなと。各課それぞれあろうばってんが、やっぱりその、トップというのは今後はもうちょっとね、住民の立場になり、自分たちの勤めるとも長く勤めにやいかん、後輩たちにも後は譲らんばいかんというような考え方でして行っていただきたいとは思いますが。

○総務課長（岡靖則君）

超過勤務手当もですね、それぞれの担当課長に責任を持ってもらってですね、ちゃんと確認をしてもらっておりますので。予算配分についてもですね、こちらのほうから割り当てをしてカットしながらですね、して、各課の課長が権限でしておりますので、各課においてはですね、それぞれ責任を持ってされておられると思います。当然、年度的にですね、増える課もあるかもしれません。それは特殊事業でですよ、大きな事業が入ったりですね、そういうところはあるかもしれませんが、できるだけ適正な事務ができて時間内に労務を済ませるようにと各課努力をしておりますので、今それぞれの課長もそういう裁量ですと思っています。

○山口委員

今の関連でですね、社会教育課ですね、ちょっと時間が多いということは、内容、総体がもちろん入ったと思うのでわかるんですよ。しかし、こうしてなぜ多いのかなとこうなったら、こういうときはどういう事業が入ったからこういう時間が多いというそこをよかったらですね、そういうことを税務あたりは月にぐっと上がる月がありますね。所得申告の月が物すごく時間が入ってくる。だからそういう説明を付けていただいたらですね、ああ、総体関係でこれだけの超過時間が社会教育課は多かったんだとわかるんですけど、そういうことを幾らか異常な数字が出たときはしていただきたい。一応そういうことで増えたということでしょう。（「はい、そうです」と呼ぶ者あり）

○総務課長（岡靖則君）

増えた課が総務課と税務課と、この中に健康増進課と社会教育課ですけども。総務課については町の操法大会とかいろいろありましたので、その分増えとります。それと、税については徴収とかいろいろ。それと、健康増進課については後期高齢者制度が出た分ですね。それと、国保の老人保健制度の改正とかあったけん、その分。社会教育課についてはですね、高校総体が先ほど言われましたけど、高校総体等もあつとりますので、その分が増えとります。総務課の分も町の操法大会もありますけれども、後期高齢者の佐賀にありますけれども、そこの事務局に行ってる職員の残業手当のほうも総務課のほうで出しております。で、現状ではそういうふうなこの分も超勤手当に入つとります。

仮に言えば、うちの超勤時間が総務課の場合が 643 時間ですけども、その内の 240 時間は後期高齢者に行ってる職員の超勤ですので、うちの的には 400 時間ぐらいにしかなくていないという状況がありますので、特殊事情が若干ありますので、できるだけ各課それぞれ努力してるとは思います。

○税務課長（桑原達彦君）

税務課のほうの特殊事情という形で超勤手当の議論もされておりますけれども。実は税務課は特殊事情ではございませんで、超勤は毎年 3 月から 5 月はもう、フルに残業という形で業務をせざるを得ないという状況であります。これについては、賦課というものがありますので、いかに所得を見つけて、あるいは申告のお手伝いをして自主財源を収納を図るかということ、できるだけ超勤を少なくして税の所得の把握に努めたいというふうに毎年努力しておりますけれども、職員のモチベーションの問題もありますし、できるだけ超勤をしてでもある一定の所得把握に努めてくれということで職員にもお願いをしているところでございます。毎年 700 時間程度ですね、超勤が恒常的に発生をすると。この費用対効果については、逆に超勤が 19 年度については税務課で約 130 万円となりますけれども、何倍の所得補足の仕事がありますので、税務課については恒常的なものということで、特殊事業の超勤ではないということで一つ補足をさせていただきたいと思っております。

○副町長（永淵孝幸君）

先ほど坂口委員から職員の意識改革というお話が出ておりましたけれども、やはり相対的に含めてですね、職員の意識を高めるということで、今までは金をかけないような研修をやっておったようでございますけれども、少しですね、こういった公務員改革という本を出された方もいらっしゃると思いますので、そういった方とうまくいくのかどうかわかりません。その方の本を読んでもみればかなり厳しい、先ほど坂口委員が言われたように厳しいことを言われておりますので、そういった方でもですね、うまく合えば金は少し要りますけれども職員研修といったことでですね、来てもらってお話でもしていただければというふうなことも考えておりますので、かなり厳しいことをこの本を読んでもみれば言っておられます。

○所賀委員

報告書の 32 ページの町債のところなんです、この一番右、借入月日を見ますと、平成 20 年 4 月というのが多くて、一つだけ 5 月というのがありますが、実績報告書としては 19 年度なのに 20 年の 4 月とか 5 月に借りた分がこの報告書に載ってくるというところをちょっと教えていただきたい。

○財政課長（大串君義君）

収入としてはですね、出納閉鎖期間までの間に収入が入れば 20 年の 4 月やったら 19 年度の収入にするというような約束事というかですかね、5 月いっぱいに入れば

前年、前の年度の収入にするということで、起債についてもですね、同じ取り扱いをいたしております。それと、年の途中というのはですね、この起債については18年度からの繰り越しの分とかですね、18年度に事業した分が事業が済まんやっただからということで、19年度に引き続き行うというときにはですね、起債についても19年度で事業の終了した時点で借り入れをすとかそういう分もあるし、19年度の事業を20年度に繰り越した分の前借り分ということで19年度に借りた分ということでですね、事業年度としては18年度と19年度の分が混ざったような形でそこには掲載をしております。その分を決算ということで挙げとります。

以上です。

○所賀委員

事業名を見てみましたらですね、前年度18年度引き続きが結構あるわけですけど、19年の4月にした分を今度20年の4月借り換えというのが非常に目立わけですが、ほとんどが利息利率が下がってると思いますが、一つだけ災害復旧のところですね、現年補助災害復旧事業というところが、昨年8月28日の借り換えだと思えます。これだけは前年度は1.5パーセントの利率だったのが、今度1.6パーセントに逆に0.1パーセント上がととですよ。わざわざ高い利息をなんで借り換えんばいかんやっただかなていう。

○財政課長（大串君義君）

借り換えをした時点のですね、国が定めた利率によって当然借り受けをするわけですから、その利率が毎月変動しておりますので、その関係でですね、利率が変わったというようなことをございます。

○所賀委員

これは前年度の利息は1.5パーセントやっただよというふうな強硬な注文はでけんのですか。

○財政課長（大串君義君）

あくまでも借る時点のですね、利率を採用するということになつとりますので、太良町だけそういうことはできないというふうになつとります。

○所賀委員

前年度ですね、財政補てん債と臨時財政対策債ということで、簡保とゆうちよのほうからそれぞれ借りておられたとですよ。平成19年3月20日に両方とも。これは利率見直しによる借り入れというふうに前年の実績でなつととですが、今年はこの項目が消えとっわけですね、この二つが。これはなんで、まあ、簡単に消しゴムで消えるわけじやなかとですけど。

○財政課長（大串君義君）

減税補てん債というのはあくまでも18年度までの措置であつて、19年度には減税補

てん債が無いということと、一つの起債でゆうちょとほかの金融機関からの縁故債の借り入れというのはですね、うちのほうで選択できるわけじゃなくてですね、資金の国で言う地財計画の中の枠配分がありまして、そいが県に流れて、県の中でまたその資金を配分するという形になっておりますので、県のほうからの指示でそういう形で分割したような形で借り入れをしておるといような状況ございます。

○所賀委員

そしたらこれは何かのお金で返したということですか。この借入額。

○財政課長（大串君義君）

あのですね、これはその年度にですね、借り入れをした分の分ですので、18年度の借入分についてはここには計上はしておりません。

○所賀委員

見方の下手かとですかね。あの、借入額としてちゃんと簡保の3,370万円、ゆうちょの1億5,900万円ですか。借入額で19年3月に借りとして据え置き期間が3年あって20年償還とか。これは今度載ってこんということは、何か19年度で返したというふうな判断。

○財政課長（大串君義君）

臨時財政対策債とかはですね、毎年借入をするわけですよ。その借り入れた分をですね、19年度やったら19年度分は19年度に掲載すると。18年度については当然返済はですね、例えば10年やったら10年ずっとするわけですから、公債費として償還をしていくということで、これはあくまでも19年度に借り入れた分だけの分を掲載しているということで、臨時財政対策債については過去13年度ぐらいからですかね、ずっと毎年毎年借り入れを幾らかずつやってるという分の19年度分がこんだけですよというように掲載になります。

○決算審査特別委員長（末次利男君）

質疑を終了いたします。

昼食のため暫時休憩いたします。

午後0時 休憩

午後1時 再開

- 議案第 69 号 平成 19 年度太良町老人保健特別会計歳入歳出決算の認定について
議案第 70 号 平成 19 年度太良町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について
議案第 71 号 平成 19 年度太良町山林特別会計歳入歳出決算の認定について
議案第 72 号 平成 19 年度太良町簡易水道特別会計歳入歳出決算の認定について
議案第 73 号 平成 19 年度太良町漁業集落排水特別会計歳入歳出決算の認定について

○決算審査特別委員長（末次利男君）

それでは定刻になりましたので、午後の決算審査特別委員会を始めます。

午後の審査に入る前に委員の皆さんにお諮りしますが、一応一般会計の審査については終了したわけですが、一括討論採決をですね、全般終わりましたからしたいと思っておりますので、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

それではそのようにさせていただきます。

それでは定足数に達しておりますので、委員会は成立いたします。休憩を閉じ、ただちに委員会を再開いたします。

ただいまから特別会計の審査に入ります。

- 議案第 69 号 平成 19 年度太良町老人保健特別会計歳入歳出決算の認定について
議案第 70 号 平成 19 年度太良町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について
議案第 71 号 平成 19 年度太良町山林特別会計歳入歳出決算の認定について
議案第 72 号 平成 19 年度太良町簡易水道特別会計歳入歳出決算の認定について
議案第 73 号 平成 19 年度太良町漁業集落排水特別会計歳入歳出決算の認定について

以上、特別会計の一括審議に入ります。

関係課の行政実績の概要説明を求めます。

- 《 老人保健特別会計の説明 》
《 国民健康保険特別会計の説明 》
《 山林特別会計の説明 》
《 簡易水道特別会計の説明 》
《 漁業集落排水特別会計の説明 》

○決算審査特別委員長（末次利男君）

概要説明が終わりましたので、ただいまから質疑に入ります。

質疑の方は特別会計名とページ数を言ってから、節度ある質疑をお願いしたいと思います。

質疑の方ありませんか。

○所賀委員

簡易水道の特別会計についてお尋ねをしたいと思います。行政実績報告書の89ページを見ていただきたいと思います。この主な平成19年度事業の概要のところ、この表の中に喰場地区配水管敷設替工事ですか、配水管の取り替えだと思いましたが、これは18年度、昨年度におきましても約370メートルぐらいの取り替えが行われていたと思います。それにしても尚且つまた今年度これだけの313.4メートルですか、これはどういった内容があってこの取り替えが行われたものでしょうか。

○環境水道課長（土井秀文君）

担当がおりますので担当に答弁させたいと思いますが、よろしいでしょうか。

○所賀委員

はい。

○環境水道課水道係（安本智樹君）

先ほどのですね、喰場地区の配水管が4キロほどありますけれども、そのほとんどがですね、畑とか田ん中とかですね、そこに全部敷設がしてあってですよ、ちょっと維持管理にも苦慮しておりますし、最近ちょっと畑を造成したりとかですね、そういうことで水道管が邪魔になるという要望も増えてきております。それで、平成17年度から計画的に道のほうに敷設替えをしております。

以上です。

○所賀委員

今、平成17年度からと言われましたけど、4キロぐらいあって19年度で約3百メートル強ぐらいしたということは、まだあと残りが大分あって、年次計画あたりで取り替えられる、そういった予定ですか。

○環境水道課水道係（安本智樹君）

17年度にですよ、5百メートル、18年度に376メートル、19年度が313メートルで、20年、今年度164メートル敷設換えをします。来年度21年度以降ですけれども、残り3キロちょっとあるんですが、平成42年を目途にですよ、完了予定ということです。

以上です。

○所賀委員

あと20年かかってやるということですか。（「はい」と呼ぶ者あり）財政的にも言いますか、段々お金がかかっていくわけでしょうが、その辺のお金の絡みも出てきながらその辺の試算もできた上で20年計画ぐらいが予定されてるということですか。

○環境水道課水道係（安本智樹君）

簡易水道敷設がですね、ちょっと・・・と飲料水供給もあります。喰場地区だけではなくてですね、主とした水源のポンプとかそういうのを替えながら、一応年間300万円

程度ぐらいで喰場地区を替えていければなと思って計画をしています。ポンプを替えないで良い年度もございますので、そのときには繰り上げてその分を喰場を早めたりとか、一応計画的には42年を目途に作成しとります。

以上です。

○所賀委員

90 ページ。同じ簡易水道特別会計ですが、この90 ページの簡易水道施設別状況ということで一覧表が載っておりますが、大浦からずっと簡易供給施設の下中山までありますが、ここの各地区の有収水率ですか、これがわかりましたら教えていただく——地区別にわかりましたら教えていただきたいと思えます。

○環境水道課長（土井秀文君）

お答えします。

それでは中ほどの施設状況の中の簡易水道大浦地区から上から順に申し上げたいと思います。

大浦 75.36、蕪田 71.62、里 70.15、伊福 66.42、喰場 95.76、中尾 78.08、大野 97.68、板ノ坂 96.52、上今里 99.05、山根 89.11、嘉瀬ノ坂 97.11、大川内 92.98、下中山 96.58。

以上です。

○所賀委員

今聞いた数字なんですけど、昨年度から引き続きと言いますか、里あたりが平成18年で69.6というふう聞いてたと思えます。少し良くなったという感じですが、逆にその下の伊福地区ですね、平成18年度の有収水率が67.6だったわけですね、今回、今年度が66.42。この辺が非常に伊福あたりが一番悪かように感じますが、この原因たるものやどうか、どういったことが原因と思われませんか。

○環境水道課長（土井秀文君）

お答えします。

伊福地区につきましては、今読み上げた有収水率では一番低いと思えます。それで、狙ったわけではございませんけれども、昨夜でもですね、伊福地区のほうで漏水が発見できましたので、昨夜夜間工事ではございましたけれども、1ヶ所修理をしております。その修理をしましても、もう1ヶ所まだ音が取れるような状況ですので、もう1ヶ所ですね、再度調査をしまして、早急に修理ができれば有収率のほうも上がってくるのではないかと考えとります。

○所賀委員

かなり漏水があるというのと、それから小さい枝と言いますか、本管だけじゃなく小さい枝が多い部落ほど悪かとかないというふうに感じがしますが、蕪田あたりが特に71パーセントというぎにや、まあ、どうかなという感じがずっとです。この点どうですか。蕪田あたりは。

○環境水道課長（土井秀文君）

蕪田につきましてはですね、今月1ヶ所修理ができております。それで今、一月ぐらいなるかならないぐらいですけども、今、その数量をあたってみるところでは、有収率が90以上には上がっているんじゃないかということで報告を受けとります。

以上です。

○所賀委員

これは上水道の時も同じような質問があつたと思いますけど、やっぱりこの有収水率。給水量に対してこのポンプから水を上げる量に対して100パーセントが一番よかわけでしょうけど、少なくともやっぱり80パーセント以上とか、中では99パーセントみたいなどこもあるわけですから、それに近づけるような努力をさらにしていただきたいと思います。

○見陣委員

国民健康保険の特別会計、報告書の78ページ。先日聞いた小中学生の療養費ですかね、それはわかると聞いたんです。まず、そこをお願いします。わかれば小学校、中学校分けて。わからんぎ一緒によかです。

○健康増進課長（江口司君）

平成19年度でですね、7歳から12歳までで、これの10割ですけど、これが28,899,508円と。それから13歳から15歳がですね、15,579,910円と合わせてですね、（「もう一回」と呼ぶ者あり）15,579,910円と、トータルでですね、44,479,400円ぐらいと。これは全部10割負担ということでございます。

以上です。

○健康増進課長（江口司君）続

それから人数ですね。小学生が313人で、中学生が191人ということでございます。

以上です。

○見陣委員

これから国保の3パーセントが手出し分て、その計算でよかとですかね。これは全額のあいでしょ。

○健康増進課長（江口司君）

今のはですね、44,479千円の3割の分がですね、大体13,343千円程度です。これが本人が自己負担というところです。

以上です。

○見陣委員

そいからもう一つ、太良町内ですね、国保の滞納者とかいろんな方がおられますけど、その町内で国保の手帳ですかね、今カードていうとか、保険証のカードを持たん人ていうとはおっとですか。

○健康増進課長（江口司君）

保険証はですね、太良町の場合は全部保険証はやっております。ただ、滞納世帯の中で長期滞納も含めてですけれども、短期保険証もですね、一月、二月、三月とか6ヵ月とか、そういう単位です、保険料の滞納のある人は短期保険証をやりながら滞納の徴収に努めておるといって、全く保険証を持ってないという方はいらっしゃいません。人道的な立場からですね、してないと。ただ、短期保険証については、保険料ば払わんぎやらんよという形です、やっていますから。

以上です。

○見陣委員

いや、あの、日本全国では3万人ぐらいそういう人がいるとちょっと聞いたものから。太良町の場合は全部配付している。必ず年金を幾らかでももらったら配付する、全額もらったら配付する、どっちですか。全額もらったらですか。まあ、幾らか一割でも二割でも少しでももらえば配付をするんだという考え方ですか。

○健康増進課長（江口司君）

ちょっと説明がまずかったごたつですけど、結果的に結局ですね、滞納者は結構同じメンバーが長期にわたって滞納しとるわけですよ。結局、時効が5年ですから1年滞納もあれば2年、3年、4年という滞納者がいらっしゃいます。その中で極端に言うたら、すぐ病院に行かんばんよと、すぐ病院に行かんばんけんが保険証ばと。しかし滞納がありますねと。そうした場合に一月分の短期保険証をやるわけですよ、そして病院に行ってもらおうと。その場合に幾らなつとん入れんしゃいと。一月でん二月でん保険料ば払わんぎ短期保険証も出さんというので19年度で言えばですね、一月1ヶ月分の短期保険証を出したのが延べ263件と。それから3ヶ月が24件と。4ヶ月以上というのが10件ということで、短期保険証を出しながら保険料の徴収に努めたのが6,965千円程度あると。従来、短期保険証をですね、平成12年の短期保険証をやりながら保険料を徴収せんばいかんよというのできて、最近は特に平成18年度がトータルとして195件の504万円程度、その短期保険証のおかげで徴収ができた。19年度についてはトータルで297件の6,965千円程度の徴収ができとるわけですから、これはかなり効果があると。ただし、人道的支援の立場からは全部取り上げるていうとはね、なかなかその実際の事例として1年か2年前あったですよ、妻が夫からの暴力で教会にですね、逃げて、どうしても精神的な苦痛で病院に行かんばいかんよということで、その場合は短期保険証を出したわけですけれども、そういうふうな場合が多々あるというようなことですね、基本的には保険料ば収めんぎ出さんという基本はあつとですけども、そういう著しいそういった状況があった人は、うちも人道的には出しとると。

以上です。

○見陣委員

いや、あの、5年があれで言われたですけど、その前んとは不納欠損として挙がってくるのですか。

○健康増進課長（江口司君）

不納欠損についてはですね、平成19年度については24万円というようなことですね、決算報告書にも載っておりますが、元々そういった5年過ぎた方ですね、5年過ぎたもので不納欠損をしているものはですね（「後でよかですよ。総括でもあるけん。」と呼ぶ者あり）こけええとったばってんにゃ。ありました。不納欠損はですね、よかですか。平成17年度で大体、38件の4,266,220円と。18年度がですね、26件の1,347,500円と。19年度は8件の240,600円ですね。そういうことで、5年過ぎた分についてはですね、基本的には税務課で徴収をやってるものですから、税務課でこの欠損処理のですね、手続きを町長と一緒にやります。

○平古場委員

今、国保のところでですけど、79ページの出産一時金ですけど。今もまだ35万円ということですかね。出産一時金。

○健康増進課長（江口司君）

はい、35万円でございます。

○平古場委員

第一子、二子、三子変わらず35万円ということでしょうか。

○健康増進課長（江口司君）

第一子、第二子変わらず。ただですね、平成21年の1月からですね、医療制度改革の中で、妊産婦の、ちょっと書類は持って来とらんとですけども、・・・も確かじゃなかけんですね、そういった医療の妊婦の出産等の医療機関がですね、今あの、国の医療費を毎年度2千億円程度減らしとるですね、予算ばですね。というのは、全体の医療費がですね、老人も国保も合わせて大体、34兆4千億円程度あるわけですよ。毎年毎年1兆円ずつ上がっていくもんだから、医療費の抑制を毎年2千億円ずつ削っていくわけですけども、結局、出産、子育て支援等についてはですね、そこまで減らすとは何かその、子育て支援にもつながらんというな考え方も一部あってですね。今、あの、21年の1月からは実施予定ということでうちも条例改正をせんばいかんとですけど、まだ内定ですね、まだはっきり決まったわけじゃなかわけですけど、一応内定をいただいとります。

以上です。

○平古場委員

そしたら、産婦人科に直接振り込みをされるわけでしょう、行政側から。お産費用、ですね。そしたら35万円内で足りてるわけですかね。

○健康増進課長（江口司君）

県内の状況、県外もですけどね。福岡県でですね、一番高かとかが四十二、三万円かか

ったらしかですね。とにかくうちは一律に35万円やるわけですね。多かった人も少なかった人もおるわけですが、出産一時金としては35万円やるということでございます。

○決算審査特別委員長（末次利男君）

平古場委員に申し上げます。予算審議ではございませんのでね、決算の審査ということ念頭において質問してください。良いですか。では、どうぞ。よかですか。

○所賀委員

90ページをご覧いただきたいと思います。報告書の。一番下のところに簡易水道事業基金積立状況という欄がございます。これは、平成18年度末ということで平成19年に繰り越したということの約42,732千円ですが、その前年度を見たときには平成17年度末で3,800万円ぐらいあって、その中の取り崩しを300万円ぐらいしたが、積み立てることが逆に740万円の積み立てができたということがあってこの約4,200万円ぐらいが平成19年度に繰り越されたわけですが、今度は逆に19年度の増減を見てみますと、取り崩しのほうが800万円で積立金が120万円。平成19年度末の現在高として35,967千円という数字が出てきておりますが、これこの基金残高を見て、今後の推移と言いますか、どのような感じがなさるのか、説明を願いたいと思いますが。

○環境水道課簡易水道係長（浦川豊喜君）

先ほどの所賀委員の基金のことについてご説明いたしたいと思います。資料がですね、平成12年度からしかないんですけどよろしいですかね。平成12年度からの基金ですね、一番の残高があったピークですかね、それが平成13年度に6,270万円ありましたけど、それから毎年取り崩しとかをしておりますので減ってきております。途中、平成18年度に料金改定等を行いましたので、その分で若干400万円程度ぐらい増えはしましたけど、また19年度では先ほどご指摘があったように減つとります。このままいきますと、基金が平成23年か24年ぐらいには不足するんじゃないだろうかという私たちの試算ではなっておりますので、この前の水道の時にもお話ししたように、料金改定とかですね、計画を行いまして、収入の確保を行うよう、今ちょっと準備をしております。

以上です。

○所賀委員

料金改定あたりを考えるとときには、ほかの課等々もバランスを見ながら一辺に上げるじゃなくて、その推移を平成23年から24年ぐらいにはかなり不足するであろうと予測があるならば、その事前に少しずつ上げていこうか、いよいよここまで来て駄目になってしまったけんがぼこって上げようかじゃなくて、途中途中で考えてみようかみたいにあってもよかかなって思いますけど、この点どういうふうに思われますか。

○環境水道課長（土井秀文君）

お答えします。

料金改定もですね、18年度に行いまして、18、19、20年度で3年間経つわけですから

ども、3年間、20年度終わりました時点です、料金改定を18年度に行ったのがどういった結果と言いますかね、3年間の結果がどういった方向で出るのかというのも、まず私たちは確認をしなければいけないと思います。それでもってまた、うちのほうで超過料金を3段階に分けてとります。そういったところの見直しとか、前回18年度に料金改定した要領でそのまま改定していいのか、そういったところを含めてですね、上司のほうと相談しながら、どういった方向が一番町民さんの負担にならないように、それでもってうちのほうも財源が確保できるような最良の方法を何とか検討していきたいとは考えております。

○所賀委員

もう一点、二点ほど良いでしょうか。決算書の270ページを見ていただきたいと思えます。270ページ。この歳入のところですが、給水料金のところの不納欠損額として227,520円というふうにあります。これ水道料金の当然、不納欠損だと思いますが、これはどういった内容の不納欠損でしょうか。

○環境水道課長（土井秀文君）

お答えします。

不納欠損の19年度分につきましてはですね、227,520円。人別にしまして3名分の不納欠損をさせてもらいました。理由としましては、行方不明の方、本人が亡くなられた方ということで、今後本人から徴収が見込めないということで、不納欠損をさせてもらいました。

以上です。

○所賀委員

未収金のところもよかとですよね。未収金ですけど、確か不納欠損を進めながらですが、平成4年度からのこの簡易水道特別会計未収金明細書を見ますと、年度ごとに少しずつ未収対策と言いますか、未収金の集金と言いますか、なさっているようですが、今現在ですね、9月末現在か。今現在の実数ですね、9月末現在で出ておりますけど、まだこれから例えば何年度分を集金できたよという経緯がありますか。

○環境水道課簡易水道係長（浦川豊喜君）

9月以降の分で徴収できましたものが、平成13年度分から2,840円。15年分で2,950円。16年で4,440円。18年度で25,410円。19年度で15,670円。以上の51,310円が10月の半ばぐらいまでですかね、9月以降の半月程度で徴収できたものです。

○所賀委員

決算書の278ページを見ていただきたいと思えます。278ページの一番下のところに償還金利子及び割引料ということで11,681,723円が償還されているというふうに思えます。このお金は元金、元々の借入元金があると思えますけれども、その元金が幾ら減っているのか、また、いつまでこれが償還がなされているのかですね、利子割引きです

が、かなりの金額だと思いますけど。果していつまで返していくお金ですか。

○環境水道課簡易水道係長（浦川豊喜君）

負債の元金の償還がですね、今現在お借りしている分でいきますと、平成46年で完了ということになります。あと26年ですかね。

○所賀委員

当初借り入れた元金とその利率はどうなってますか。元金の額と。

○環境水道課簡易水道係長（浦川豊喜君）

19年度の11,682千円ですね、一番古いので昭和55年に借り入れた分が率で7.5パーセントの率で借りているものがあります。

○所賀委員

何種類かある。種類ごとにあるということですね。

○環境水道課簡易水道係長（浦川豊喜君）

はい。

○所賀委員

そしたらその辺、どうしても一覧表みたいなものを見ながらですね、こう見たかときもありますので、よかったらですね、項目別と利率と言いますか、各事業名あたりで違うと思いますので、その辺が後でわかったら一覧表でいただきたいと思いますが、良いですか。

○環境水道課長（土井秀文君）

後日でよかですか。

○所賀委員

はい、後日でよかです。

○環境水道課長（土井秀文君）

作らせていただきますので、何日か時間をもらいたいと思います。

○山口委員

先ほどの水道料——未収金なんですけれども。水道事業ですね、これが未収金の金額。これは加入者が1,380戸でなっておりますね。そして簡易水道の場合は1,700戸ですね。そしてこれが未収金。この違いは約3倍近くの未収金の差が一戸当たり単純計算したらなるわけですよ。この原因は何だと思いますかね。約3倍近くになりますね。3倍弱になるとは思いますけど、この原因。

○環境水道課長（土井秀文君）

済みません。数字でいきますと3倍ですけど、その原因というのがですね、誠に申し訳ありませんけど、私もちょっとそこまで検収と言いますか、調査まではいたしていません。済みません。

○山口委員

そしたらこの未収金の簡易水道で良いですけど、地区別の金額を出していただければ、もしかしたら答えが出るかもわからないと思うので。わかりますか、すぐ。

○環境水道課長（土井秀文君）

済みません。今、部落別にした表は持っておりますけど件数はあたってませんので、後だって報告でよろしいでしょうか。

○山口委員

もしかしたらですね、というのは、答えは後で結構です。もしかしたらそこに原因の答えが出るんじゃないかなと思うんですけども、参考にして調べていただければと思います。

以上です。

○下平委員

85 ページの山林についてちょっとお尋ねをします。今のさっきの説明でですよ、41名以上というのは50.7パーセント、これは主伐対象林だという話をされました。これは今、木材の低迷ということから、まあ、財産にはあてられないという説明もありましたけれどもですね、これはずっとその、どのくらいすれば今の価格の動向、これは見直しされていくのか、その辺の調査されたのかどうか。それとこれはやっぱり低迷はしてもですね、多面的機能もございますから、それだけでは終わらないと思います。それとですよ、間伐等ですね、ここに本数であるとか材積とか出ておりますね。この調査はどなたがされておりますか。お尋ねします。

○農林水産課長（高田由夫君）

まず、お尋ねの価格の調査の件でございますけれども、価格につきましては、市場に直接出向くわけではなくしてですね、佐賀の・・・あたりですね、毎月の分が2ヶ月に1回来ておりますので、それで同行を把握している状況でございます。ちなみに今、檜あたりは低迷しております。それで、檜については杉のほうが幾らかは価格的にはこの頃はよろしいという程度で、そういう状況でございます。それから、間伐——係長のほうから。

○農林水産課林政係長（大岡利昭君）

間伐等の状況につきましては、調査、私たちの担当課で行っております。それで、実際の売り払いにつきましてはですね、市況あたりを見ながらですね、ある程度の経費を引いた残りを収入として受け入れているといったような状況になっております。

以上でございます。

○下平委員

この材積等についてですね、いろいろ毎木調査をやるか何かで材積出してあるんですか、それとも向こうに出た分ですかね、をされておるのかその辺。それともう一つはですね、今の工法によってですね、値段の動向というのは見ておるんだということござ

いますけれども、財源に充てられる時期というのはいつ頃になるのか、予想としてですね。その辺はどうですか。

○農林水産課林政係長（大岡利昭君）

最初のほうの間伐の調査のやり方でございますけれども、毎木調査ということになりますと全部せんばいかんということになりますけれども、それは大変労力と時間がかかりますので、一応標準地という手法がございます。それで、大体百平米から広い所については1反とかそういうとり方をして、その標準地的な材積の出し方。それに基づいて切る容立とかですね、その辺を加味しながら事業比率として算定しているといったような状況でございます。

財源についての充てはめについては、課長のほうからお願いしたいと思います。

○農林水産課長（高田由夫君）

現在の状況では主伐齢に達しておりますけれども、なかなか価格的な状況もございまして、試験的に主伐をやっていくというようなことですね、山林運営委員会にもお諮かりをしてですね、そのような計画でやっていきたいと思っております。ただ、もう、主伐齢に達して成長具合あたりで成長が止まるような山林というのは大体出てくるわけですので、そういうのを山林運営委員会にですね、諮りまして、計画的なやっぱり主伐をしていって、価格的にはちょっと財源の収入ということで、なるだけそういう収入にできるようなことが望ましいと思っておりますけれども、そういう、もう、主伐齢に達しても成長の止まったような山林につきましてはですね、やっぱり計画的な主伐を山林運営委員会にお諮かりをしながらですね、計画を立てていきたいと考えております。

○下平委員

今の標準地ですね、標準地を出して調査をした場合とですね、毎木調査をした場合の誤差ですかね、こういうのはどういうふうなデーターが出ていますか。

それとですね、課長さっきからずっと説明されておりますけれども、大体何年ぐらい経てばですね、見通しとしてまあまあ財源に充てられるなという時期を私はお尋ねをとるんですよ。その辺わかれば一つお願いします。

○農林水産課林政係長（大岡利昭君）

先ほどの毎木調査と標準地調査の誤差につきましてはですね、確かに毎木調査した場合と標準地調査した場合は、多少なりとも差はあると思います。ただ、その場所によってですね、谷を測るやつとか辻を測ったやつというのは成長の度合いの違いますし、その部部を見ながらですね、ある程度平均的なということで標準地を取っておりますので、それでいかにざるを得ないと。ただ、間伐でございますので、実際は小さい木から切っていくという状況でございますのでですね、その辺についてはあまり誤差はないのかなというふうに考えとります。

以上です。

○農林水産課長（高田由夫君）

もう1点のお尋ねの一番難しい問題。何年ぐらい経てば財源として考えとるかということでございますけれども、これについては先ほども言いましたように、価格との問題もございます。ただ、今回また、山林運営委員会で現地等を視察するときにはですね、来年度の主伐の候補地というようなことですね、今年度は檜を主体にしております。ただ、杉あたりの素材としても出していいんじゃないかというようなことも考えられますので、主伐の候補地として杉あたりもですね、現地をちょっと見たらいいんじゃないかなということで、杉のところも一応候補地、ただ、候補地でございますので、どういう形に今から山林運営委員会でなっていくかわかりませんが、一応現地としてはあげておりますので、そういうことを勘案して行ってですね、試験的にどういう方法で売ることかということですね、檜だけじゃなく杉あたりも素材についてもですね、どのくらいで売れていくのかということですね、今後検討しながら、先ほど答え、何年後というのはちょっと今からそういうようなことでやっていきたいと考えております。

以上です。

○下平委員

しつこいようでございますけどですね、係長あの——毎木調査と標準地調査、コスト、どのくらいのですね、経費の違いがございませうか。

○農林水産課林政係長（大岡利昭君）

標準地調査の場合は、自分たちが行ってですね、調査をやるもんですから、費用的にはかからないと。ただ、毎木調査ということで全筆、全立っている立木をですね、調査するということになりますと相当費用もかかると。やっぱり委託をせんばいかんと言ったような状況になりますので、なるべく経費を節約するという意味からでもですね、標準地で対応したいというふうに思います。

以上でございます。

○下平委員

そこで町長、あのですね、本当にこれだけの山林を町有として持つわけですから、これは金がかかってもですね、その辺は正確にやっぱり出してね、自分のものですから、財産ですから。これは是非とも自信を持ってですね、売りに出されるようなことをしていかんやいかん。そうならばここに担当者なんかを二人監視員ですかね、こういう方を雇っているわけですから、いわゆる臨時的でも結構だと思うんですよ。そういうことに経験ある人はですね。ですから第三者、どうしても当事者同士の売買というのはですね、ちょっとおかしいわけですから、今はやっていないということですけどですね。それを是非考えながらですね、やって、自信を持った山の売買ということが望ましいんじゃないかと思いますが。どうでしょうか。

○町長（岩島正昭君）

今から主伐、年数的にも主伐がほとんど毎年あがってくると思いますけど、まず、単価面につきましては、市場の状況を見ながら一定の時期を決定して伐採に入るということと、もう一点は、この前テレビか新聞やったですかね、外材については何か白アリの菌が入るとるということで、そういうふうなニュースが何かあったんですけど、今後新築等についてはそういうふうな外材もある程度減って、国内産がちょっと若干値上がりをするのかなというふうな期待を持っとるわけでございます。その調査につきましては、まあ、職員も二人で恐らくそこまでは手が回らんとと思いますですからね。森林組合の皆さんとか、あるいはそういうふうな監視員さんたちをお願いをして、ある程度 100パーとはいきませんが、なるべく正確に近い数字を出していただくということで努力をしていきたいと思っております。

○川下委員

76 ページでございますよ、老人保健特別会計のところ、昨年からのあれで 46,926 千円も増加しとるっていうか、金額がですよ。医療費がですね。医療費の増加ですよ。年寄りさんの、年寄りさんで言うたら失礼ばつてんですよ。ここに書いてあつてですよ。医療費がですよ、総額で前年度費が 13 億 82,664 千円から 14 億 29,590 千円に上がったと。その差し引きですよ、46,926 千円増えたということですよ。1 年でこいだけ老人さんが増えたと思わんとにですよ、この状態でずっと今から先も増えていく計算なんですか。

○健康増進課長（江口司君）

お答えします。

老人保健の場合で、前年 1,841 人から 1,757 人と人数は減ったわけですよ。ところが、医療費は 4,600 万円増加したというのはですね、毎年毎年度ですね、対前年で見れば 14 億 29,590 千円は対前年度とすつき 134 パーセントですね。18 年度がですね、大体 101.47 パーセントですね、伸び率がですよ。対前年度の伸び率が。17 年度が対前年度が 106.52 とこう毎年度毎年度ですね、医療費は増加傾向にあるわけですよ。増加傾向に。というのは、平均寿命も段々延びてきて、何と言うですか、健康保険事業をやりよる中でですね、例えばどこが伸びとつかと言うぎ、療養の給付費あたりを見るぎですね、前年度がトータル的に言えば、中身ば言えばですね、入院が 103.59、約 104 パーセント。入院外が 106.43 パーセントですか。歯科が、歯科は抑制されとるけんあんまい変わらんとですけど、調剤については 101.4 パーセントですね。それから食事療養費については 107.6 パーセントですか。とういうことに、中身的には入院、入院外、それから調剤と食事療養費あたりが伸びてきてるですね。そいけん入院あたりが増えれば医療費も当然かさむというふうな状態にはなるですね。今、太良病院あたりも老人医療の場合はですね、急性期の場合は 3 カ月経つぎ病院ば退院せんばいかんですよ。ほかの病院に転院せんばでしよ。転院というとなかなか難しかわけですけども、そういうことで、長期

入院をなるべく、我々の立場からいうと減らさんばいかんとぼってんが、そいがなかなか減っていかないという状況にはなっとなつとつということですね。

○川下委員

実は私が要らん心配かもしれんばってんがですよ、年寄りさんは毎年毎年増えるわけですよ、要は。毎年毎年年寄りさんは増える、医療費の崩壊につながるような感じになつとじゃなかかなと。単純に計算してですよ。それで、今のままでの状態のあれでも大丈夫なのかなと思うもんやっけんですよ。1年に4千万円も幾らもこう増えたということですよ。そこら辺はどがん思いしやるですか。

○健康増進課長（江口司君）

老人医療についてはですね、平成20年度で大体約1億5千万円ぐらいの予算案を作つとるわけですね。20年度で大体、老人医療の予算としては終わって、平成20年度からですね、後期高齢者医療制度がですね、できたわけですね。長寿医療制度ができたわけですね。広域連合で大体約1千億円ぐらいの予算でですね、医療費としては933億円ぐらいですかね、でやつとるわけですけども、今、国で問題になつとるとは、75歳以上の老人の天引きですね。特別徴収という形で年金からの天引き、これは普通徴収ですね。そういった場合に、同一世帯の中に国保世帯おれば後期高齢者世代もおるわけですよ。二つに分かれますと、従来は一本やったということ、年寄り、年寄りて言うぎがらるつとぼってん、高齢者には不人気ですよ。それで、舛添厚生労働大臣が一年を目途にその辺は考えていくということですけども、どこまでがほんなことやろうかて今問題になつとるですよ。後期高齢者もさることながら国民健康保険をですね、県下統一した形で広域連合みたいな形でやるとか何とかいう話ですから、制度自体が今、定着をしとらんわけですよ。ころころころころ変わってですね。ただ、老人医療としては変わっていくわけですけども、70歳から75歳の保険料については、従来、法令では2割負担ということになつとりますが、1割負担というのが据え置きになつとるですよ。その辺でですね、政府の動向みらんなかなかわからないというのが今の現状でございます。

○見陣委員

漁集の91ページをお願いします。昨日に続いて申し訳けなかとですけど、昨日途中で終わつとつたもんですから。下水道基金が7億円あると、漁集の払い込みがあと3億2千万円ありますよ。これを下水道のほうに使ってはどうかという答えに、これはほとんど7億円は漁集のほうに使うけんがということば昨日返答ばもろうて、4億円とかいろいろ話あつとつとぼってんが、そのわかれば、わかればて言うか――。

○環境水道課長（土井秀文君）

お答えします。

昨日ですね、回答も不十分だったために、シミュレーションと言いますかね、平成19

年から42年までの間の人件費、あっ、済みません、収入がですね、下水道料金がございます。それと、基金の取り崩しということで、42年までですね、10億8,888千円ほどの料金と、一般会計というか基金の取り崩しでですね、かかるということで、その内訳についても人件費、維持管理、資本的支出、償還ということでですね、それぐらいの支出がかかります。人件費についても215,981千円程度、維持管理におきましても310,409千円。元利償還につきましても417,035千円。それと、資本的支出費ということで、修理、管路等の修理が出てくると思いますので、その分につきまして46,046千円。それと、機械等もございますけど、途中で予備費ということでですね、19,417千円ほど見込みました金額が先ほど申しました10億8,888千円ですか、になります。収入につきましても、19年度から42年までにしまして185,542千円。それで、繰り入れを823,277千円。そしてその他ということで69千円みとりますけれども、これはもう、利子等を含めたところであります。その合計が先ほど申しました10億で、歳入歳出42年までですか、で、かかる経費を10億8,888千円と予想されるシミュレーションが出来上がっております。

以上です。

○見陣委員

そしたらちょっと言えば収入、支出、基金まで入れて全部使いますよということですけど。その対策としてですね、収入経費の削減とか、そういうところの対策というとは、ちょっと今のとこどういうふうに考えといしゃっですか。難しかかもしれんばってんが。

○環境水道課長（土井秀文君）

支出の対策ですか。

○見陣委員

支出ですね、収入は変わらんとでしようから。

○環境水道課長（土井秀文君）

支出の対策としましてですね、当然、維持管理、修理ともに今からはちょうど10年近くになってきましたので、一番古い最初につけた機械等も今から修理が出てきますけれども、一番経費削減できるのは人件費かと思っておりますので、その辺は特別会計でありますので、今現在一人の職員を支出しとります。その辺を一般会計のほうで支出するのか、そういったことはまた、財政のほう——上司のほうと相談しなければいけないと思っておりますけれども、幾らか支出が軽減できるようにはですね、努力していきたいとは考えております。

以上です。

○見陣委員

支出が10億8,888千円。そしてこの基金が3億2千万円。10年間でプラスマイナスゼロだとして、その後の管理はもう、支出だけで地方債の繰り入れでいくわけですかね。ちょっと考え方としては、10年後ですよ。地方債じゃなか、一般会計から。

○環境水道課環境係長（中川博文君）

今ご指摘のですね、確かに基金が大体 20 年経ったらトントンで無くなるということになってくると思いますので、その後の維持管理費についてはですよ、当然、財政当局とご相談しながらですね、一般会計からの繰入金等をお願いしたいと思っております。

以上です。

○財政課長（大串君義君）

先ほど課長が申しましたけども、まずは一般会計からの繰り入れというのを考える前にですね、やはり下水道料金の見直しというのがまず前提ではないだろうかというふうに私は考えとります。

以上です。

○町長（岩島正昭君）

それはもう、今、担当課長が言うとおりにね、これは何か太良町の試金石でまずやってみっということ、恐らく負担金でんなんでんうんと抑えてでけとるはずですよ。通常のおよその市町村からすれば。だから、ある程度は維持管理は町独自で繰り入れ繰り入れては当然でけんことですから、そこら付近の見直しは、まちかっとは使用料等々については、まっと地元で収支はとってもらわんぎとにゃ、これは何でんかんでん町でしょよるぎにゃ大変ですよ。だからそこら付近を担当で、もちよこっところ、漁集組合というのがあるけんが、まちかっところ、話し合い等々をもうからぼちぼちしよらんことには、ごとなつてからはどうもならんけんですね。

○坂口委員

今町長が最終的には漁集組合かいて、負担は。それが原則は原則ですね。確かに。それは原則と思います。実際言うて試金石じゃ何じゃいかんじゃいて言いながら、最終的にね、今までちょっと言えば何でん町が管理してきたわけですよ。いろんなその——実際いうて一番最初頃になってくるぎとね、何て言うたかな、この汲み取り業者ば守らんばいかんけんがその、こんくらの維持管理費か、そがんとばやいよる、というような前の町長はじめ答弁ばしとるわけね。その当時、我々に言わするぎとその当時、ある程度の新しか時にでん同じこと、機械のほうもしかり、あっちのほうもしかり、もう少し本当は下げとかんばいかんわけですよ。はっきり言うてね。そいは我々が言うたあがりになんぞんと少しずつ下がって来とつとばってん、実際さ。公共の料金の我々に言わすっぎいかんとばってん、こう、談合というか何とか、やっばい慣れ合いじゃなかばってんね。そういう状況であなたたちはしてきてるわけよ。はっきり言うてね。そがんとば言うけん今、竹崎の組合辺りがね、我どみ任せろとか、一部だけちょっとね、任せろとかんとか話が多分あいよるて思うですよ。そいけんそこんたいが問題なわけ。そいけんなかなか町長も思うとおりにそんな時になってね、上ぐってというのは本当に抵抗あるて思うてですよ。そんならこういうとをね、例えば竹崎の漁集組合に全部移すとかさ、

そういう方法のなかなか取らんぎとですよ、町が思うようにはね、なかなか多分、またもめてさ、どぎゃんもされんさ。そいけんどっかでやっばい考えてですよ、この、あいも考えていかんぎといかんとじゃなかかなと思う。例えば今、配置でん同しこと、人間ば一人配置しとつとかなんとか言いよいるばってんね、そういうともおどまどがん仕事ばしよるか知らんばってんが、そういうのが例えば必要なかどうかもわからん、ですよ。そぎゃんとも含めて削減するものは削減せんばいかん。このままでね、そんな時になってですよ、今町長が思い、我々が思うように絶対こいいかんてさ。そんな時になって絶対こいいかんてさ。そいけんこの対策ていうのはね、やっばい今からさ、どぎゃん方向にいくのかを考えていかんばとじゃなかかなて。そいけんやっばり竹崎のほうから言われよつとは、やっばいそういう今でもしかり、汲み取りとかなんとかの競争はさせよつととかいろんなその中のね、維持管理も少しづつ、機械の維持管理もしかり、何でもしかり、下げてにゃきたばってん、本当はまだ安うでくつとじゃなかかなとかという考えで言わすわけよ。我々にもね。そいけんそこんにきば本圃からやっばい考えとかなんぎと、後でまたこれ絶対もむつとやっけん。もめんごた方法ば考えんば。完全に我々は町長の言うごともったむんな我がどんが使いよつとやっけん我がどんが払うて当たり前のこと。しかし、やっばいね、相手はそういうふうで無理して作ったいなしたいしてね、試金石じゃなんじゃていうて作つとるわけでしょうが。そりゃもう負担金も少なく、多分町長が言うごと負担金も少なくしとる。それ以上に安くはほら、やっばい石が多かったりなんかしてやっばいね、金もかかったような状況でなつとるけんがですよ。そこんにきも含めてやっばいどっかやっばい検討していかんぎと。竹崎の議員今日おらっさんばってんが、常にそがんとば言わすわけやっけんがさ。我々が入札どんするぎとまだ下がるとかね。そいけんどがん方法が良いのか。じっくりやっばい執行部で考えて腰据えていかんぎとさ。やっばいまたもめ事を一つ起こすようなことになるけんですよ。

○町長（岩島正昭君）

その当時のことは詳しくは内容的には私どもも熟知はしとらんですけどね。できるだけ私は町がいつまでん繰り入ればしよつちやていうのは、ある程度は向こうでも例えば町から手を離れて、自分たちで維持管理をしてくんしゃいという意味も含めたところで、まあ、ちょっとお話ししたわけですけど、ただ、簡単にしいしゃいと言うても、また、なしあいがていうてなるけんが、こら、なるべくもう、先送りじゃなくしてある程度基金の切るん前に何年かかけてずっと、そこら付近の組合とも協議をしていかにゃいかんじやろうと思います。町だからその処理業者もあんまいその、何件じゃい決まつとつとじゃなかかい、地元ですればまつとどがんでん入れられて安くできるという話もちよつと聞きよつたけん、町から離れればその辺もでくつじやろうし、また処理組合から何かこう、クレームの付くかなんか知らんですけども、やっばりそこんたりも検証しながらいかんことには、何でんかんでん町へ町へて言いよつてもやっばり大変ですよ。

今から先は、そこら辺についても今後検証していきたいと思います。

○坂口委員

今んとのごたっふうで地元に住んどつと、我々議員見たとはあまりにも実際、こんな繰り出しばね、しよつとやっけんが、結構、例えばそこの地区の議員なそいでよかかもしれんけど、実際言うて、周りの議員な、なかなか面と向こうて言いにくかったりする部分。試金石とかなんとか言わるっぎとですよ。あいどん、こんくらい繰り出しばしよるぎと大変なことになるってこと、もうわかるわけたいね、実際言うて。そいけんで言うてその、なかなかその対応がでけんていうようなこともあるもんやっけんがですよ。今町長言われるように担当課もしかり、含めてね、やっぱりどがんふうにもっていこうていう考えばやっばい、そいこそ例えぼどがんじゃいするぎとね、クリーンセンターに委託するとかさ、切り離すとか。持った人たちにどうにかさすつとかいう方法も含めてですよ、やっぱりこのままじゃ町の負担などんどんどん広がりけんが。切り離してもよかとじゃなかかなて思うし。検討してください、その辺。

○山口委員

まず最初に 91 ページの中に休止世帯 5 戸ですかね、この対応を最初お願いします。どういう対応になっているのか。

○環境水道課長（土井秀文君）

お答えします。

5 戸のうちの現在 2 件、1 件は竜宮さんですけれども廃業されていますので、完全に終わられてます。もう 1 件はこっちにおられましたけれども、竹崎のほうの地元を出られるということで家も処分もされまして、町外に出ておられます。それと 1 件がですね、施設のほうに一人暮らしで、老人の方ですけど、施設に入られておりますので、今休止ということで届けがあつとります。後の 2 件も同様、一人暮らしが 1 件と、もう 1 件は出稼ぎの家庭ですので、その家庭は帰ってこられた場合は開始届け、うちのほうに連絡はもらっております。それでまた出て行かれるときにはまた中止ということで、届けをなさっているような状況でございます。

以上です。

○山口委員

こういう休止という説明をしてありますけど、こういう家族が今からももちろん増えるわけですね。そして今のように使用料金を上げましょうか、下げましょうか、いや、下げましょうかという話はあつてないので上げましょうかというふうやったら、こういうことの試算には全く入れんで計算しとるということでしょうか。20 年先は。幾らかの計算を入れての計算ですか。試算をしたのは。

○環境水道課長（土井秀文君）

今の現状でやつとりますので、さっきのですね、今後休止がどれくらい増えるかとい

うことは、まだ試算のほうはせずに今の現状で試算しております。

○山口委員

というのはですね、私たち農家も一緒なんですけれども、町の補助、県の補助受けながら箱ものを作ってきたわけですよ。そして今、元は積み金あたりで良いときは何パーセントの積み立てで全部もう、ある程度の施設は大概底をついてマイナスでいっとなりますけれども、そういったときの私たちのところの定款あたりはですね、辞めるときは、抜けるときは、その負債まで持ち、良いときは幾らかの積み金を持って出ていいような定款になっていたわけですよ。私たちの場合は、マイナスになった場合はそいを持って出にゃいかんという、こういう恰好の施設も現に2ヶ所、失礼ですけど組合員さんもそういうふうになっとなります。そういうしたとを加味して考えたときはですね、そうした場合、料金を上げましょうか、上げましょうか、もっと厳しゅうなつたと、なつた場合はこのスピードがどんだんのっていくような恰好になるんじやなかろうかということですよ、こういう家族は。そうした場合は、定款あたりはこれはどがんなっとなりますか。この辺の定款。

○環境水道課長（土井秀文君）

浄化槽に加入する場合のそういったところの要綱条例等はございますけれども、辞めるときはですね、今、先ほど申しました廃止届ですか、届けだけでですよ、廃止するような条例、また、規則になっている状況です。

○山口委員

ということはやはり、今言いましたように増えるということはまず無いんじやなかろうか、こういうことで今出たり、そういった条件が合わないので辞めようとか、というのがありますからね。そういうふうなどを幾らか考えながらやっぱし、今後その計画、そして今後の対応ですね、もちろんしていかなければ、かえって加速してそのスピードが行くんじやなかろうかと、こう思うわけですけどね。返事はいいりませんが、そういうふうなどは考えてやっていただきたい。

○決算審査特別委員長（末次利男君）

質疑がないので、質疑を終了いたします。

これをもって全議案の審査を終了いたしました。見落としの点があるかと思しますので、時間を限定して総括審議をしたいと思っておりますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○決算審査特別委員長（末次利男君）

異議なしと認めます。

よって、入れ替えのため暫時休憩します。

午後2時38分 休憩

午後2時55分 再開

総括質疑

○決算審査特別委員長（末次利男君）

定足数に達しておりますので、委員会は成立いたします。

休憩を閉じ、委員会を再開いたします。

一般会計並びに特別会計の総括質疑に入ります。

質疑の方はございませんか。

○所賀委員

一つだけ聞いていいでしょうか。

未収金を一つだけ聞いたかことのありました。保育所の未収金ですが、保育所未収金については太良だけでなく、太良以外のともあろうかと思えますけど、今の未収金がどこの保育園の分が幾らというのがわかりましたら教えていただきたいと思えます。

○町民福祉課長（新宮善一郎君）

お答えします。

まず、これは平成15年の分です。いふく保育園、一世帯の2名分です。262千円。それから16年度はございません。どこの保育園もですね。17年度がですね、いふく保育園、一世帯の3名、323,560円。それから多良保育園、一世帯の1名、38,800円。18年度です。いふく保育園、一世帯の2名、9,600円。多良保育園、一世帯の2名、9万円ちょうど。それから光の園保育園です。町外です。一世帯の1名、25,040円。音成保育園、一世帯の3名分、164,200円。17年度の1件漏れがありましたので、17年度ですね、町外の光の園保育園、一世帯の1名265,560円。それから19年度です。いふく保育園、一世帯の1名154,900円。多良保育園、四世帯の4名、394,550円。七浦保育園、一世帯の1名、16,500円。アソカ保育園、一世帯の2名、313,650円。遠竹保育園、一世帯の1名、9,500円。

過年度分は以上でございます。

○所賀委員

これはあの、平成15年、16年がなく15年からですが、当然卒園された方もいらっしゃいますよね。

○町民福祉課長（新宮善一郎君）

はい、いらっしゃいます。卒園された方、あるいはほかの市町村に転出をされて、今現在、ほかの市町村の保育園に通園をされてる世帯もでございます。

○所賀委員

この徴収は、気合いを入れてというか、ちゃんとやってられますでしょうか。

○町民福祉課長（新宮善一郎君）

担当が定期的に電話なり訪問をいたしまして、今現在のですね、就職状況とか等を聞いて、いつまでに払われますかと。原則、この方たちはですね、誓約書ですね、分納誓約というのをいただきとります。定期的には納めていただきとりますが、それがちょっと滞ったりした場合にはですね、すぐ担当が訪問いたしまして、支払いが滞っているというようなことですね、催促にも随時出かけて行つとります。

○平古場委員

関連ですけど、一世帯3名で323,560円ていうとは1年分ですか。

○町民福祉課長（新宮善一郎君）

はい、その年度分ですね。

○平古場委員

1年分ですね。

○町民福祉課長（新宮善一郎君）

17年度分ですかね、323,560円。

○平古場委員

12ヶ月分ということですか。

○町民福祉課長（新宮善一郎君）

いえ、先ほどもお話しましたように、分納誓約をですね、いたしておりますので、残りということになります。

○坂口委員

町の財産の庁用車についてですけれども、今、庁用車あたり何台あるのか。庁用車と言うてごめん、公用車あたりが各課に配置になつとりますけれども、全体的に何台あるのか。

○総務課長（岡靖則君）

総務課で7台、税務課が1台、町民福祉課が3台、健康増進課が3台、環境水道課が4台、建設課が2台、農林水産課が2台、社会教育課が3台、図書館が1台、給食センターが2台、あと、病院が9台、そしてこのほかに消防自動車がありますけれども、それはもう、別として37。

○坂口委員

今現在、全体的に37台というようなことで、この多分、私の考えでは担当課で管理をされていると思いますけど、その管理というのはどのようにされておられるのか。

○総務課長（岡靖則君）

総務課のほうで総括して言いますと、各担当の管理者がいますのでそれぞれの課の庁用車についてはですね、それぞれの課長が管理をして、日誌に距離数とか利用者は全部書いて、それとあと、ガソリンをいつ入れたとか、車検をいつしたとか、そういう管理

をですね、毎日書いとります。

○坂口委員

この辺の各担当で持つとということですので、一括して持つ、総務課なら総務課で一括して持てば、いろんな効率的利用ができるとじゃなかかなという考え方もあるとばってんが、その辺な、例えばですよ、ここがいっぱいやっけんが隣の課から借ったりなんか多分、臨機応変に利用はされておるとは思うとばってんが、その辺の状況はどがんなととる。

○総務課長（岡靖則君）

総務課の車が軽の2台と総務2号というのが貸出用でしてて、後の分についてはそれぞれの課でしておりますけれども、随時空いてる車についてはですね、どこの課も横の連携をとりながら、できるだけ公用車を使うようにして、今、出張とかもですね、佐賀あたりに行くときにはですね、ガソリンが高いですので、環境水道課の車を使うとかですね、車を入れ替えながらできるだけ利用をして管理をしている状況です。

○坂口委員

課長が立派な答弁をされとりますので、我々が言う、本当にそうされとれば本当に立派なことであると思います。こういう時代ですのでですね、油が上がったりなんかしているような状況やっけんそういうともやっぱりね、含めて、確かに佐賀に行くとは軽ではきつくはあると思うですよ、本当は。あいどんそういうところでも省エネの車があったりなんかしたときにはやっぱりね、遠方に行くときはそういう利用をしたりとかなんとか、臨機応変にさせていただくというようなことが町の金を無駄使いせんというようなことにもなりますので、それはよかことでした。

もう一点ですね、例えばこれは別ですけども。いろんな町道含めて未登記の部分が多々あると。常時しておられると思いますけれども、なかなかその処理が進まんというような、多分状況じゃなかろうかと思っております。そういうところに余とってていうぎといかんとばってんが、職員あたりがひよっとですね、余とってていうぎと総務課長からはいかかるっけん、いっちょん余とらんで言うけんないどん、そういう臨機応変な配置をしてですよ、早急にはよさばかさんことには、いろんな裁判とかなんとかの問題でいろんなもめ事が起こる可能性があって、町の財産をなくすというようなことも無きにしも非ずと思いますので、その辺の対応については今後どのようにされていかれるのか。

○町長（岩島正昭君）

お答えします。

確かにこれは何年前からか、私が建設課長当時から当時の助役たちにお問い合わせしよったとですけどね。こういうふうな町の財産管理、いわゆる登記を臨時にさせて良いものかと。職員の配置をしてくださいということで再三お問い合わせしよったとですけども、やっ

ぱりこの辺で職員をある程度、これはもう、専門的な分野ですから、職員を配置した以上は、ある程度はもう、移動はさせんという形で配置をせにゃいかんじやろうというふうに思っております。大体、嘱託をお願いしとるのは、まあ、一生懸命やってはもらいよるですけど、本業がまた違うもんですけんね。夏とかお盆とか正月等々は連続で一週間も休みのあいさっときもあるし、臨時職員やつけんそういうことは厳しく言われんですけどね。だからそこら付近をまあ、今度異動等々で試行錯誤をして何とか職員を配置したいと、こういうふうに思っております。

○久保監査委員

監査委員からお願いなんですけど、今まで公用車については検査しておりませんでした。先だって皆さんから公用車の日誌、日報等は監査をしておるかというご指摘を受けましたので、来月から例月監査の時に運転日誌と書類をご持参いただくようお願いいたします。各課持つておられるところはですね。よろしくお願ひします。

以上です。

○下平委員

不納欠損の取り扱いについてお尋ねをしたいと思ひますけれども。何年かですね、連続してこれはあの、徴収ができない場合は不納欠損として取り扱ひますよということでございますけれども、これはですね、結局、できればですよ、ある人はやる、ある人はそういうことで抹消してもらおうと、非常にその、不公平じゃないかと思ひわけですけれども、できるだけですね、これは経費、いわゆる費用対効果とかなんとか言ひますけれども、やっぱり取るのが当たり前のことであつて、また、やるのがまた、当たり前ですよ。これはちょっと言うと反する部分が出てくるんじゃないかと思ひますから、できるだけですね、これは取つていくと。努めて取るという方向はできないのかどうか。その辺をちょっとお尋ねします。総務課長どがんですか。そこら辺について。

○副町長（永淵孝幸君）

先ほどもですね、未収金のところでも話をしましたけれども、未収金対策検討委員会の中でですね、いろいろそこら辺含めて話をしていきたいといふうなことも話いたしましたように、この辺の不納欠損についてもですね、例えば5年間全く何にも言わなかった場合は、それで例えば税の場合は時効になるとかいろいろそういうのがありますので、そこら辺が極力ないような、先ほど分納とかいう形もお願いしてるといふうな話もしとりましたので、そういう方法をちょっと私もまだそこら辺わかりませんが、いろいろ各課ではそういう方法もわかっているかと思ひますので、できるだけ今委員が言われるようにやらんやつけん儲けたとか、いふうなことになるようにですね、そういう不納欠損をしていく上でも慎重にですね、そこら辺は対応していかんじやろうといふうなことで考えとります。これはですから未収金対策の中でもですね、合わせてそこら辺も話し合ひをしていきたいと思ひますので。

以上です。

○税務課長（桑原達彦君）

税務課についての不納欠損についてお答えをいたします。

不納欠損につきましては不良債権についての処理でございますので、委員ご指摘のとおり、無いほうが絶対良いわけです。少なければ少ないほどそれは良いということで、委員おっしゃるとおりでございます。現実的にですね、税については不納欠損が全然ないという市町村がまずありえないというのが現実でございます。不納欠損の理由につきましてはですね、大きく言えばどうしてもその方を取るだけの資産、財産が無いと。もう、完全に破産状態で全て差し押さえられて、もう生活をするだけの資産しかないという方については、生活が困窮しているということで明らかに財産等も無い場合は、即時に消滅させることができると法に規定をされております。それともう一つ、今現在は財産が無いけれども、まだ先、可能性があるという人については5年間はですね、みると。5年経ってもどうしても幾ら財産調査をしてやっても財産が無いというのであれば、5年間本人が納めますよと言わんで5年過ぎたらですね、法律上、もう取ることができないというようなこれも法律にあります。そういうのが不納欠損でございますので、今、税務課で行ってる分については、明らかにですね、もう誰が見てもと言いますか、我々が調査をいろんな調査をいたします。預金調査をいたします。不動産の調査をいたします。そして実際の生活面での調査も本人の目に見えないところで実は調査をしとります。そういうところで明らかにこれは無理だという分については、即時消滅ということで不納欠損を実際してます。19年度については、即時に消滅をされたのが971千円現実でございます。それと5年間ですね、いろんな調査をしながら、本人の生活状況を見ながら、そして不動産の抵当権の調査とか、生命保険の調査とか、実はいろいろやっています。それでも5年間どうしてもないという場合については時効が成立ということで、それについても19年度は1,738,800円を不納欠損させていただいているというのが現実でございます。委員ご指摘のとおり不納欠損ないのが一番良いんでしょうけども、現実には幾らかの不納欠損は、税についてはもう、毎年出るといいますか、出てるのが現実でございます。

以上です。

○坂口委員

今の税務課長、不納欠損を、例えば税務課はそのような調査をしとるとですけど、ほかの課にもいろんな滞納があるですね。そがんとについてですよ、例えばそいを不納欠損にせんというような止める方法があるのか無いのか教えてください。

○税務課長（桑原達彦君）

お答えします。

まず、即日消滅については、この状況を見て、そのときの判断なんですけども、時効

につきましては、税は5年ですけども、いろんな使用料は3年とか2年とかいろいろあります。時効を止めるについてはですね、まず本人がこれだけの時効期間内にですね、期間内に本人が確かにこれだけ滞納してますよという意思表示をですね、文書でやると。例えば分納誓約をするとかですね、例えば10万円未納があっても1千円だけ払うとかですね、そうした時点で時効が止まってまた最初から始まりますので、本人がこいだけ10万円なら10万円滞納しているという意思表示の文書をですね、すれば事項は止まります。もう一つ、どうしても不動産あたりが見つからない場合は、その自宅を捜索をする。捜索をして動産がないか探すと。捜索をすれば時効が止まるということもあります。

以上です。

○坂口委員

税務課長から止める方法というのを皆さん聞かれた、いろんな課によって滞納があったりなしたいする課があつと思います。今の聞かれたのを参考にしてね、これをどうにかして止める方法、誓約書を書いたりとかなんとかやっぱりしていかなぎと、ずっと欠損で削っていかなばん、3年経ったら終わりとか2年経てば終わりにというようなことになりかねんけんですよ、その辺をやっぱり今副町長が言われるようにですよ、チームを作ったならそこ中でね、そういう担当課は特にそういうところの勉強をしてね、やはり幾らかでも止める方法を考えてね、やっぱり1年経つ、もうまた次のときはまたそれを書いてもらうというような方法をしてですよ、是非取るようにすればここまで不納欠損ですよ、もうちょっと前やったかな、3千万円を3年間で消すというような状況にもあったわけですよ。今もう無くなってしもうとっかわからんばってんが。そういう状況を作らんでいいような町の財産をなくさんでいいようなチームを作って、しっかりとその辺の勉強をしてね、対応をしていただきたいと思いますけれども。副町長。

○副町長（永淵孝幸君）

今委員言われるようにですね、やはり納めんで儲けたと、5年間何もなかったけんよかったということじゃなくて、各課でですね、専門的にそこら辺も勉強していただいて、時効にならないような形でですね、対応していきたいと。未収金対策検討委員会の中でもですね、やっていきたいと思います。既にですね、そこんたいの話はこう、してはおるわけですけども、再度ですね、そういったことを含めてまた協議したいと思います。よろしく願いいたします。

○下平委員

今税務課長が説明をされたように、本人が確認というか認知をすればですね、5年は延長できるということであつたと思うんですが、そこで千円でもですね、相手に悪いやり方ですけど、くれてですね、それをもらったという形をとってもいいわけですね。これは相手の確認ですから。それも相手の認めてくれたときの話です。だと思います。どうですか。

○税務課長（桑原達彦君）

ちょっとそういうのを想定して考えたこともありませんし、すべきじゃないと私は思っています。個人としてはですね。

以上です。

○山口委員

ちょうど未収金ということで、一番問題の太良病院ですけど、約1千万円ですね。というのが今の話の中でこの1千万円の処理はどういうふうな。

○病院医事管理係長（毎熊賢治君）

事務長出張のため、私が代わりに申し上げますけど、ただいま9月30日現在で6,311千円ということで、資料はやってあったと・・・。

○山口委員

それでですね、今、5年間とかいろいろありましたけれど、病院の場合は35年、ここに書いてありますよね。した場合、その、この600万円の金はどういうところに載ってまますかね。どういう資産の表し方は。

○病院医事管理係長（毎熊賢治君）

事前に未収金一覧表ということでお配りをしてしておりますが・・・。

○山口委員

いやいや、そういう意味じゃないんですよ。処理の仕方。数字の報告の仕方をどういうふうにして、ちょっと言えば財産で処理をしていると思います。

○病院医事管理係長（毎熊賢治君）

決算報告書ですね、貸借対照表というところにですね、流動資産、その中の一部負担金未収金という欄がありますので、そこに・・・。

○山口委員

あのですね、今の問題なんですよ。35年のとをですね、流動資産、本当に資産で挙げて大丈夫ですか。資産で挙げよるわけですよ。よりも別の方法、不良資産じゃないけど、ああいう仕方で数字を挙げたほうが今のように一気に、やっぱし挙げ方です。数字があんまり大きくなるんじゃない、35年かかってもまだ回収しないのを資産で挙げとるわけでしょう。そういう処理の仕方、ちょっと参考のために。今の処理の仕方を参考のために。

○病院医事管理係長（毎熊賢治君）

先ほどのですね、委員の言われる、ここに未収金を資産として挙げていいのかという・・・。で、企業会計の貸借対照表の中にですね、未収金、一部負担金の未収金という項目が設定されておりますので、ほかには挙げるところがありませんので、幾ら前の未収金であろうとここに挙げるしかないということで判断をしておりますが。

○山口委員

ということは、仮に 35 年前に 600 万円あったとしますよね。34 年前にこの 600 万円が 19 年度とか 18 年度になくてですね。そうした場合は、流動資産で挙げた場合は資産になります。不良債権のほうで挙げたが同じ資産ならですね。私はそう思うです。全く不可能な数字を流動資産で挙げてる挙げ方が、回収不能だということがある程度見えてるわけでしょう。34 年前のことですからね。どうです、やっぱしできないんですかね。

○病院医事管理係長（毎熊賢治君）

ちょっとその件につきましてはですね、ずっと病院事業始まってから未収金、一部負担金未収金ですけど、ここに挙げるしかないということで挙げて来とりますので、全然徴収不可能という、100 パーセント不可能ではありませんので、前回の決算——この場で事務長が申しあげましたとおり、なかなか不納欠損にはできないということでもありますので、条例等を作って不納欠損する場合は処理をするということをお言っておりますので、現在のところここに挙げるしかないということをご理解していただきたいと思えます。

○山口委員

おかしいんですよ、資産で挙げたら、不良資産で挙げたらどうですかで言ってるんですよ。不良資産にした場合は証書化ができやすいんですよ。不良資産にしたほうが。懸念先というのがあって不良資産になりますから。だから同じ証書化したらまた 5 年延びるかそういうことがあったら、不良資産で挙げて証書化したほうが有効年数が延びるんじゃないか、こう思うんですけど。

○病院医事管理係長（毎熊賢治君）

この件につきましては持ち帰ってですね、事務長、院長、会計の課長たちとですね、検討したいと思っています。

○決算審査特別委員長（末次利男君）

参考までに水道の企業会計はどのような対応になってるんですか。

○環境水道課長（土井秀文君）

今病院の係長が言うようにですね、委員言われるのもわかりますけれども、これも貸借対照そのほかがですね、ルールになってますので、やっぱり双方のルールのところであてはめるところを係長も言ってると思いますのでですよ。水道も当然ですね、不良債じゃないかと言われるもわかりますけれども、やっぱり資産のほうでうちのほうも未収金ということで挙げさせてはもらっております。

○決算審査特別委員長（末次利男君）

一応あの、適応適正に処理しておるということをご理解をいただきたいと思えます。

○見陣委員

決算書の 297 ページ。固有財産のところ。公共の財産。その中で、学校、公営住宅、そのほかの施設のところで、もうちょっと取り壊す必要がある建物、そして誰も何も使

っていない建物、せっかく病院のほうからも来ておられますから、医師住宅についてそこまであればちょっとお願いします。医師住宅ばっかいじゃなかですよ。全般です。

○病院医事管理係長（毎熊賢治君）

2棟ほど使っていない医師住宅があります。まず初めに旧太良分署跡地の前、あの、日高歯科の先生がですね、お住みになられていたところが1件と、森林組合の倉庫、前田獣医さんの近く、裏の辺りにですね、1棟あります。全然使われていない医師住宅はこの2棟だと認識しております。もう一つ、らくのの後ろ辺りに医師住宅ありますけど、これはちょっと今、警察、派出所というか、交番の杠さんていう、交番に勤めている警察官の方に1棟は貸しております。

○見陣委員

もう、医師住宅しかないのですか。もう、ほかにはなかとですか。

○建設課長（川崎義秋君）

町営住宅は管理戸数82戸ですけど、現在入居戸数82戸ですので、空いているのはありません。

○見陣委員

ああ、そうですか。そしたらこの医師住宅2棟。元児童館だった瀬戸あたりは違うとですかね。どこの担当ですか。

○町民福祉課長（新宮善一郎君）

今休館という形で、児童館にはなとります。

○見陣委員

じゃあその医師住宅の2棟については、今後どぎゃん利用すうで思うといしゃつとですか。医師住宅の今後の利用とかそういう考え方と、その瀬戸の児童館はもう大分古くなってると思うんですけど、早急に取り壊しとかなんとかは今のところないですか。

○町民福祉課長（新宮善一郎君）

議会の質問でお答えをしたように、児童福祉施設というような目的にというようなこととお寺さんからあそこは寄付をしていただいた土地でございます。土地についてはですね。お寺さんのほうがですね、総代さんたちも含めてもう目的が終わったから返還をお願いしますという陳情等あつとりますので、基本的にはですね、返す方向でですね、今検討をしているとことでございます。

○副町長（永淵孝幸君）

医師住宅についてはですね、先ほども申し上げましたけれども、病院事務長が今日来ておりませんので、そちらのほうと協議してですよ、いろいろなもろもろの条件がいろいろないのか、そこら辺を協議してですね、そして普通財産にか変えて処分できるようであれば、またそこら辺で検討したいと思います。

○町長（岩島正昭君）

今、担当課長、新宮課長が申しましたとおりに、議会のほうでも出ましたとおりで。あの分についてはもう、そういうふうな条件が満たしていないということで、まあ、土地は返すと。建物につきましては町の財産ですから、それは当然、元どおりにして返さにかんわいですね。解体すれば金がかかるということで、条件付きでもう、建物込みで返すというようなことで担当課長とは話をしているということです。もう指示をしとるつもりですけどね。

○副町長（永淵孝幸君）

ちょっと補足します。元消防詰所のところですね、医師住宅、さっき日高先生がおったと言ったところですかね。そこについてはですね、まだ消防署との分筆登記ともさっき町長もお話をしておりましたけれども、分筆登記とかがしておりませんので、そこら辺の登記がぴしゃっと済んでから売り払いに入りたいと。それからもう一つ、あの森林組合の倉庫、前田獣医さんのところ付近ということですけど、そこについても袋小路みたいになってるもんですから、やはりそこには道路を付けてやらんと売り払うにしてもできないというようなことで、やはりそこも分筆登記を先ずせんとでけんというようなことですね、そこら辺を含めながらやっていきたいと思っておりますので。整えてからですね。

以上です。

○所賀委員

病院のことですが、先日改革委員会ですね、発足ということでなされたというふうに聞いております。今年度中ですから来年の3月まで、もうあと半年もなかわけです、そんなまでに改革プラン作成の上、総務省に提出ということになると思いますが、近々また、もう今度は第2回目で改革委員会が開催されるでしょうけど、その時に当たって全部の資料を揃えて数字を揃えて改革委員会というとはできんと思っております。改革委員会のメンバーである程度考えて医業収益だとかいろんなとば考えて策定さるって思うんですけど、ある程度のところまでは一回作ってみて、事務長なり、係長なり、皆一緒になって作ってみてそれを提出した上で修正と言いますか、一応ひな形じゃなかけどその辺の下書きみたいなどで臨まれたほうが初めてそういった話し合いの場に参加しいしや人も多かと思っておりますので、何かの資料ということで一応改革プランみたいなのを作って臨めればというふうに思うんですけど、今、その作成はどの程度かなあという進捗を聞きかかったとですけど。

○病院医事管理係長（毎熊賢治君）

月曜日にですね、改革委員会、第1回目の改革委員会がありまして、その時は現状ですね、病院の今の現在の現状を説明し、改革プランはこういうものですよという記入例もお示しをしました。で、次回ですね、年内に開催する予定ですが、先ほど委員言われたとおりでですね、ある程度のたたき台ですね、これを作成する予定であります。その進

捗状況ということではありますが、ちょっとかなりあの、25年度までの指標を作成せんばいかんということになりますので、今そのデータ集め、それをしているところで、ここまでできていますというのはちょっとはつきりとは申し上げられないんですが、経営形態にしろですね、今ちょっと勉強をしているところでもありますので、次回の改革委員会までにはひな形としてですね、こういう場合はこういったデータでどうでしょうかということをお示しできると思っております。

○決算審査特別委員長（末次利男君）

質疑がないので、質疑を終了いたします。
討論の方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○決算審査特別委員長（末次利男君）

討論なしと認めます。

よって、これより議案第68号から議案第73号までの6議案を一括して採決します。

議案第68号 平成19年度太良町一般会計歳入歳出決算の認定について

議案第69号 平成19年度太良町老人保健特別会計歳入歳出決算の認定について

議案第70号 平成19年度太良町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について

議案第71号 平成19年度太良町山林特別会計歳入歳出決算の認定について

議案第72号 平成19年度太良町簡易水道特別会計歳入歳出決算の認定について

議案第73号 平成19年度太良町漁業集落排水特別会計歳入歳出決算の認定について

以上6議案を、原案どおり認定すべきことに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○決算審査特別委員長（末次利男君）

異議なしと認めます。

よって、平成19年度一般会計及び特別会計歳入歳出決算の認定については、原案どおり認定すべきものと決定いたしました。

これをもちまして、本委員会に付託されました決算認定案件の審査を終了いたします。
お諮りします。

委員長報告のまとめにつきましては、委員長に一任されたいと思います。

これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○決算審査特別委員長（末次利男君）

異議なしと認めます。

よって、委員長報告のまとめについては、委員長に一任されました。

それでは一言、閉会についてご挨拶を申し上げます。

27日からですね、3日間、30、31と3日間、本当に慎重な審議をしていただきまして、本当にありがとうございました。

一般的に申しましてですね、やはり歳入歳出決算というのは、やはり議会の議決に基づいた予算執行が適法適正にされているのか。また、予算執行の優劣の判断を審査するという大きな意味があると思います。そういった意味ではですね、非常に厳しい意見も出たかと思えますけれどもですね、これは議会と執行部が一体となって住民サービスをいかにしてやっていくのか、今後町財政運営をですね、どう知恵を出し合って頑張っていくのかというのをですね、検証する意味で厳しい意見も出たんじゃないかと思えます。そういった意味からですね、当年度の予算措置あたりも充分生かされてですね、やっぱり厳しい財政の中でもやっぱり私たちの目指す町づくりというのは、小さくても輝くまちづくり、よそに誇れる町づくりをやっぱり目指すということですね、皆さん一緒になって頑張っていきたいと思えます。そういった意味では、この決算審査のご意見等をですね、十分生かされて、今後の行財政運営に生かしていただきたいと思えます。本当にお疲れでございました。

これをもちまして、企業会計、一般会計等決算審査特別委員会を閉会いたしますが、最後に町長のご挨拶をお願いします。

○町長（岩島正昭君）

《 町長あいさつ 》

○決算審査特別委員長（末次利男君）

お疲れ様でございました。

午後3時39分 閉会